

第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】

大洗町

はじめに

大洗町では、平成27年3月に子ども・子育て関連3法に基づく「大洗町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもも親も地域もいきいきと輝くまち 大洗」を基本理念に掲げ、継続的に子育て環境の充実に図るための取組みを推進してまいりました。また、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センターほっと」の開設、多様化する保育ニーズを的確に把握し、保育の充実や質の向上を図るなど、子育て支援充実のための施策を重層的に展開しております。



この度、「第2期大洗町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了となることから、引き続き計画的に施策を推進するため、変化する社会情勢に対応し、町の主要計画との連携を図り、今までの成果と新たな課題を踏まえたうえで、令和7年度から5年間を計画期間とする「第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今期計画では、誰一人取り残すことのない持続可能な大洗町であり続けるため、当初計画からの基本理念を継承するとともに、「もっと“ほっと”が生まれる子育て支援」というサブタイトルを設定しました。少子化だからできることに知恵をしぼり、子育て家庭を地域全体で支え、安心して子育てのできる環境を提供できますよう、総合的かつ計画的に施策を推進し、「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました大洗町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、計画の基本となるニーズ調査、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました保護者の皆様、並びに策定にご協力をいただきました全ての皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

大洗町長
国井 豊

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要..... | 1 |
| 第1節 計画の目的・背景..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 2 |
| 第3節 計画の期間..... | 3 |
| 第4節 計画の対象・策定体制..... | 3 |
| 第2章 大洗町における子ども・子育て支援の現状..... | 4 |
| 第1節 子どもと家庭を取り巻く現状..... | 4 |
| 第2節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する実績..... | 13 |
| 第3節 第2期子ども・子育て支援施策の評価..... | 17 |
| 第4節 第3期計画策定に向けてのニーズ調査結果の概要..... | 22 |
| 第5節 第3期計画策定に向けた課題と展開..... | 34 |
| 第3章 計画の基本的考え方..... | 37 |
| 第1節 計画の基本理念..... | 37 |
| 第2節 計画の基本目標..... | 38 |
| 第3節 施策の体系..... | 41 |
| 第4章 子ども・子育て支援施策の展開..... | 42 |
| 【基本目標1】 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実..... | 42 |
| 【基本目標2】 配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実..... | 47 |
| 【基本目標3】 子育てを地域で見守り・支える仕組みづくり..... | 51 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画..... | 53 |
| 第1節 教育・保育提供区域の設定..... | 53 |
| 第2節 教育・保育の量の数値目標と確保方策..... | 53 |
| 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... | 55 |
| 第6章 計画の推進に向けて..... | 65 |
| 第1節 計画の推進体制..... | 65 |
| 第2節 計画の進行管理..... | 65 |

| | |
|------------------------|----|
| 資料編..... | 66 |
| 策定経過 | 66 |
| 大洗町子ども・子育て会議条例..... | 67 |
| 大洗町子ども・子育て会議委員名簿 | 68 |

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的・背景

我が国では、急速な少子高齢化の進展が人口構造の歪みを引き起こし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大や、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

また、子育て世帯の核家族化や地域コミュニティの希薄化、児童虐待の増加、経済的に困難な世帯での子どもたちの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。さらに、ライフスタイルの多様化をはじめ、地域社会や就労環境等の大きな変化に伴い、子どもとその家庭におけるニーズも多様化・複雑化しています。

このような環境の中で、様々な困難や課題に対応するため、令和4年6月には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化が明記されました。また、令和5年4月には「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、母子保健の充実、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策などが盛り込まれたすべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるなど、子ども・子育て支援のより一層の充実が図られています。

そして、令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、対象年齢を18歳まで引き上げることに加え、働いていなくても子どもを保育園等に預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充等が示されています。

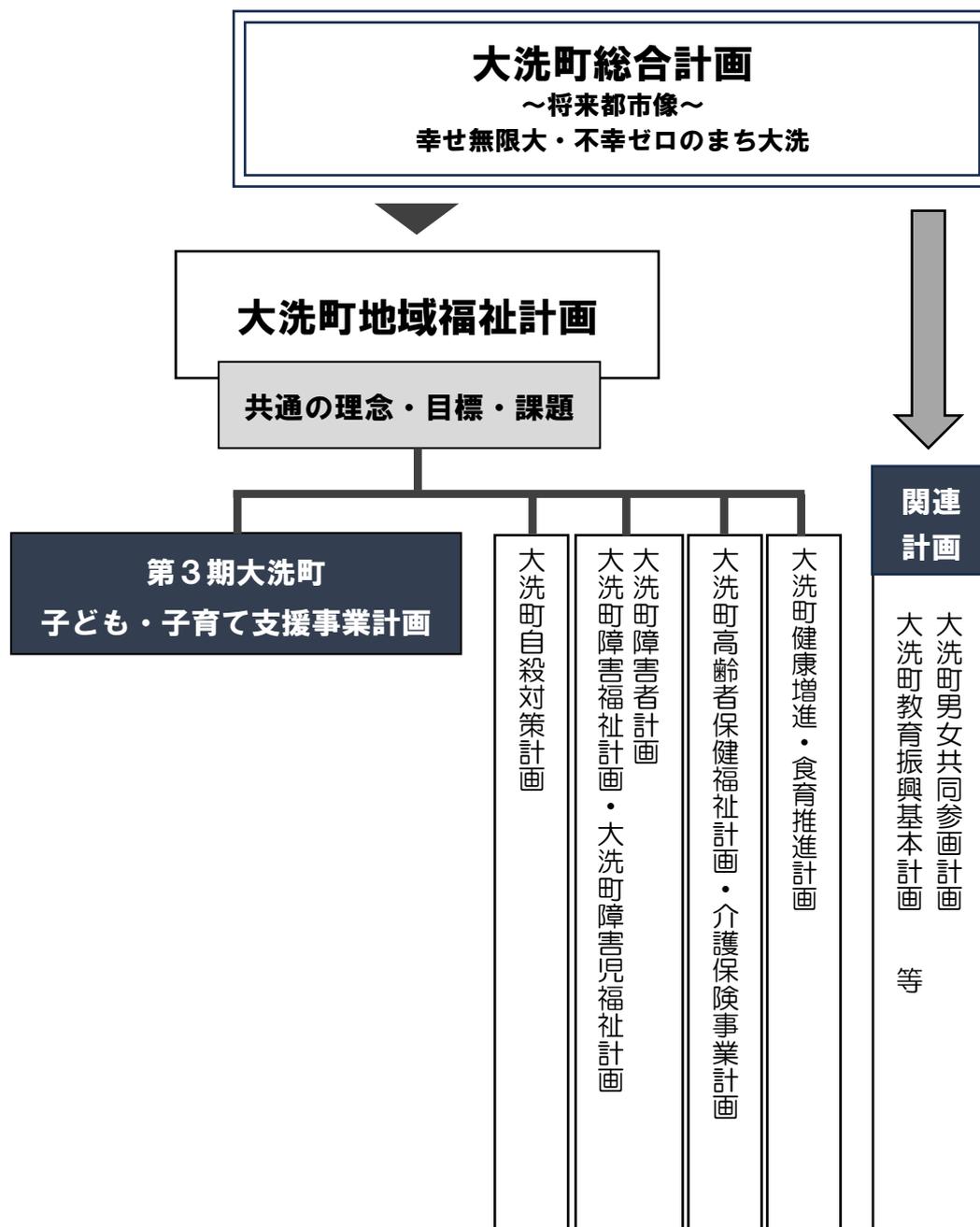
本町は、国の「こどもまんなか実行計画」に対応しつつ、町独自の子ども・子育て支援策を推進しています。社会全体で子どもと子育てを支援する体制を強化し、地域に根ざした支援を展開することで、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を築くことを目的として、「第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

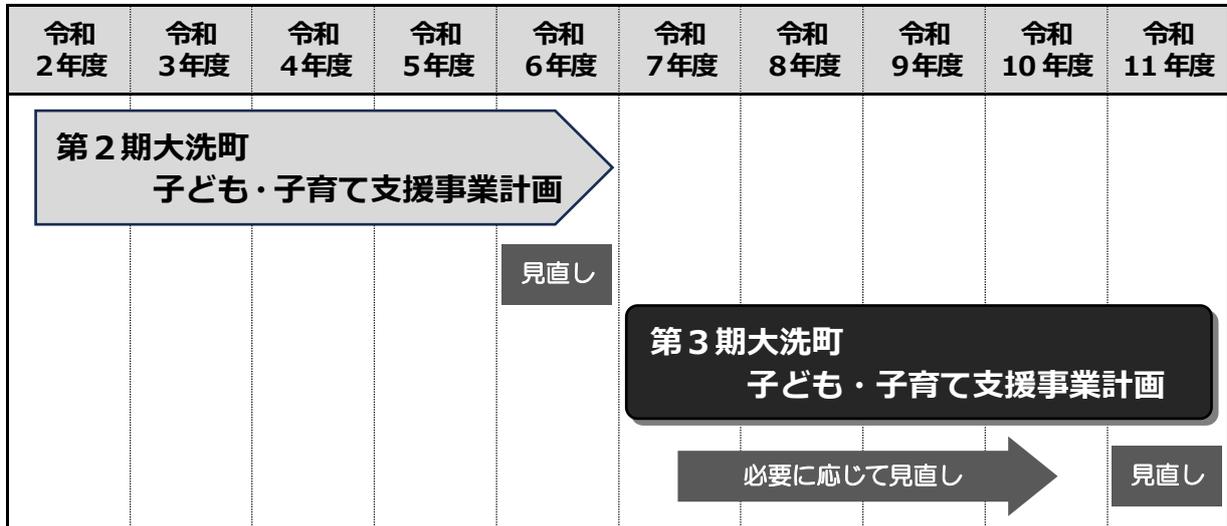
また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条から第14条における地方公共団体が行う支援について、本計画の施策に盛り込んでいます。

なお、本計画の策定にあたっては町の最上位計画である「大洗町総合計画」をはじめ、健康・福祉分野等の個別計画との整合性を図ります。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。



第4節 計画の対象・策定体制

1. 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等地域を構成するすべての個人と団体とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう施策の推進を図ります。

2. 計画の策定体制

計画策定の過程においては、「子ども・子育て支援法」第72条に基づく「大洗町子ども・子育て会議」にてその内容を審議するとともに、子育て中の保護者のご意見やニーズを汲み取るためのアンケート調査を実施しました。また、計画案については、パブリックコメントを実施し、広く町民より意見聴取を行いました。

第2章 大洗町における子ども・子育て支援の現状

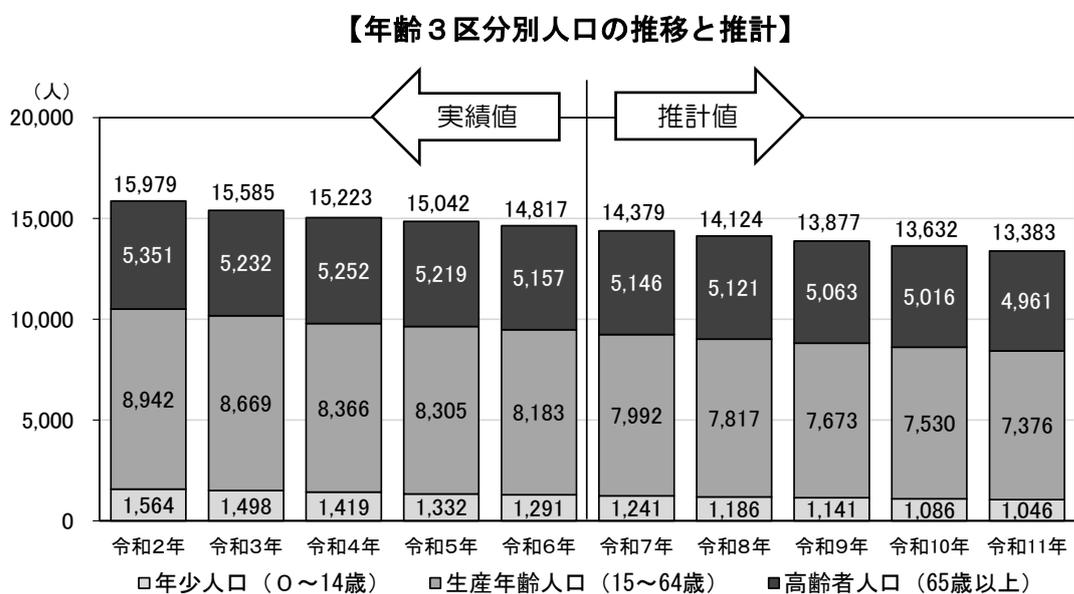
第1節 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移と推計

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で14,817人と、令和2年の15,979人と比べて1,162人の減少となっています。

本町の年齢3区分別人口の推計をみると、令和11年には総人口が13,383人で、年少人口が1,046人となることが予測されます。



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

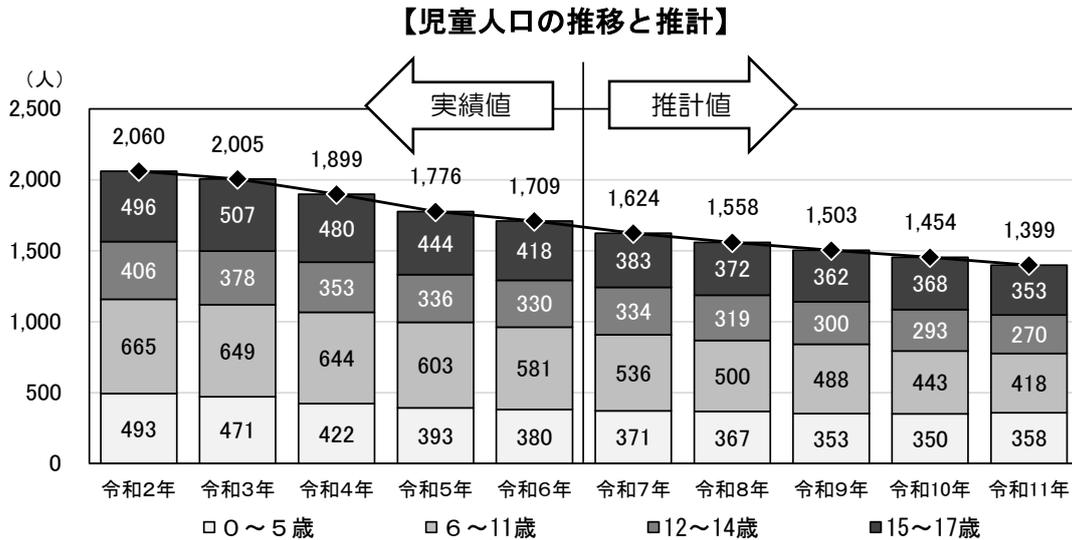
※総人口は、年齢不詳を含めているため、合計があわないことがあります。

(2) 児童人口の年齢別推移と推計

本町の児童人口※は、令和6年で1,709人と、令和2年の2,060人と比べて351人の減少となっています。

また、本町の児童人口の推計をみると、令和11年には1,399人で、各年齢で減少傾向となることが予測されます。

※児童人口とは、0～17歳を指す。



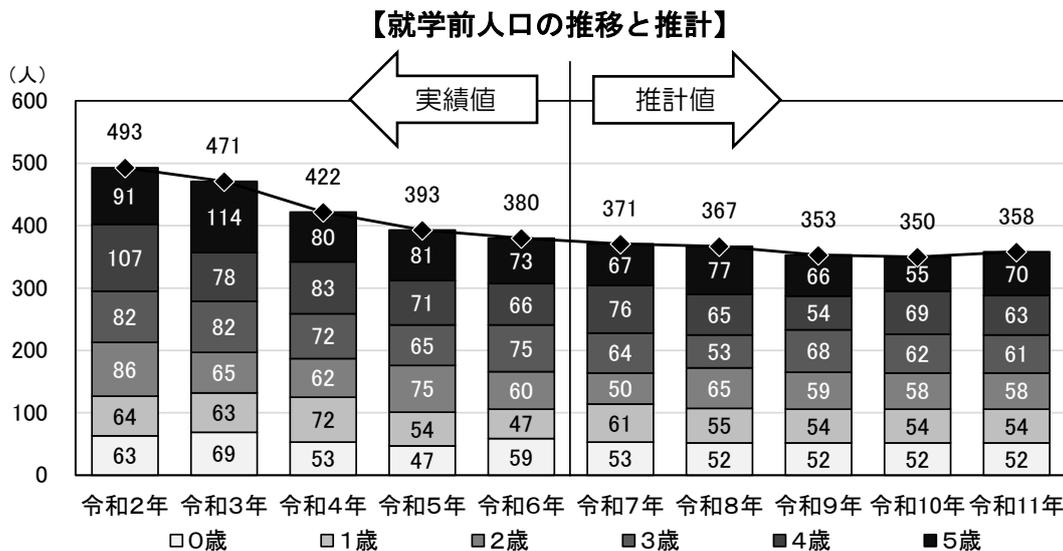
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(3) 就学前児童人口の年齢別推移と推計

本町の就学前児童人口は、令和6年で380人と、令和2年の493人と比べて113人の減少となっています。

また、本町の就学前児童人口の推計をみると、令和11年には358人となることが予測されます。



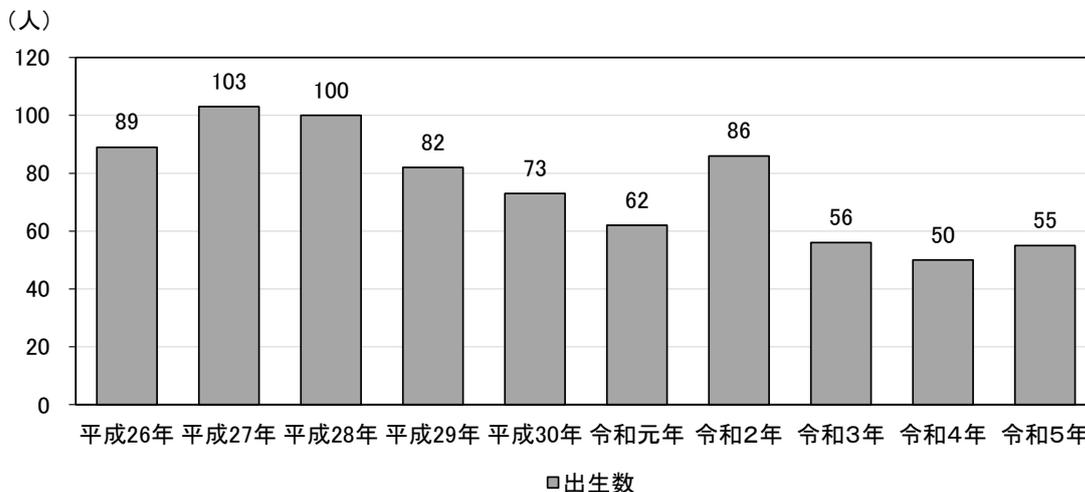
資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(4) 出生数の推移

本町の出生数は、減少傾向で推移し、令和5年は55人となっています。

【出生数の推移】

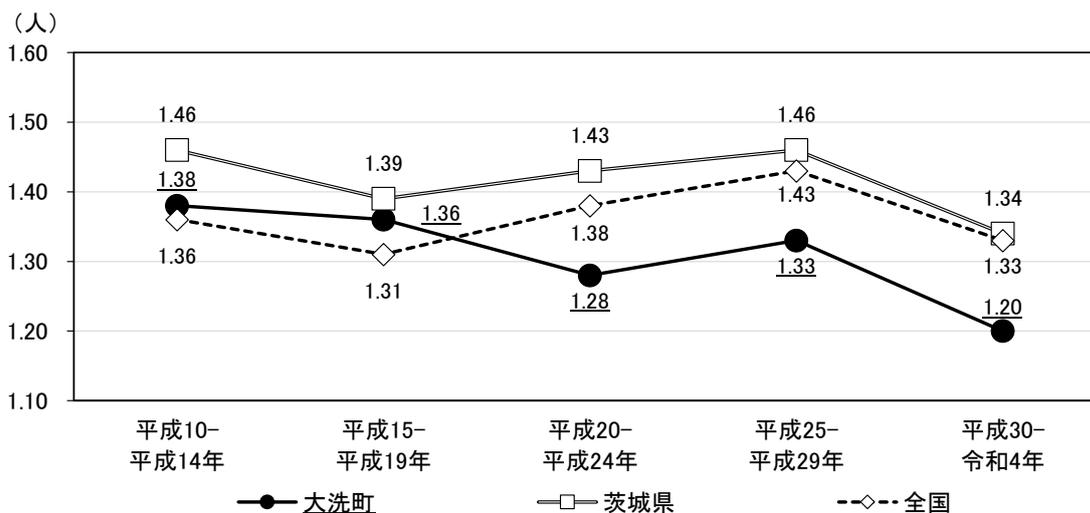


資料：大洗町住民課（1～12月分）

(5) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成10年から平成19年では全国よりも高い数値となっていました。平成20年以降は全国及び茨城県の数値を下回っています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（各年1月1日現在）

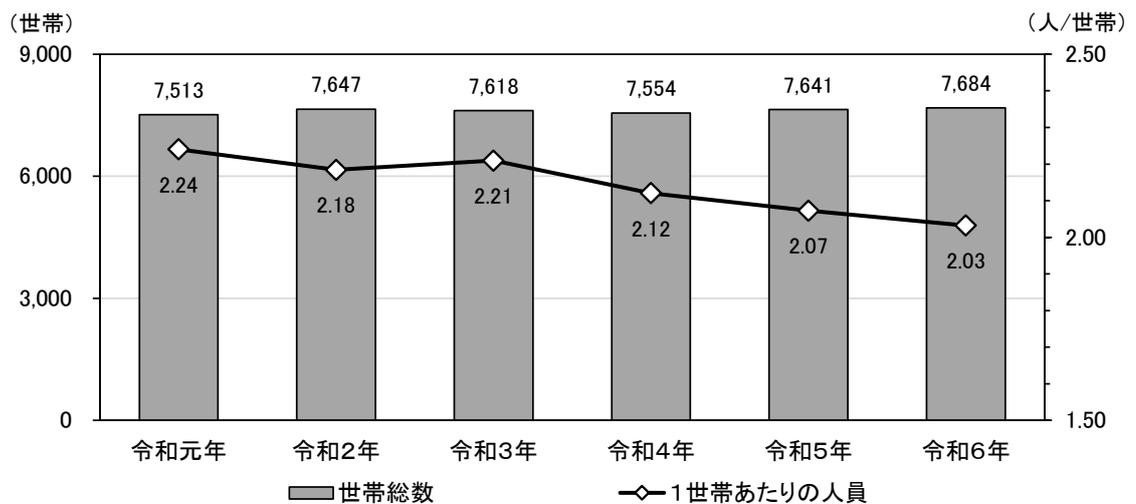
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本町の世帯数は、近年大きな変化はなく、令和6年で7,684世帯となっています。令和元年の7,513世帯と比べて171世帯増加となっています。

1世帯あたりの人員は、減少傾向で推移し、令和6年は2.03人/世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



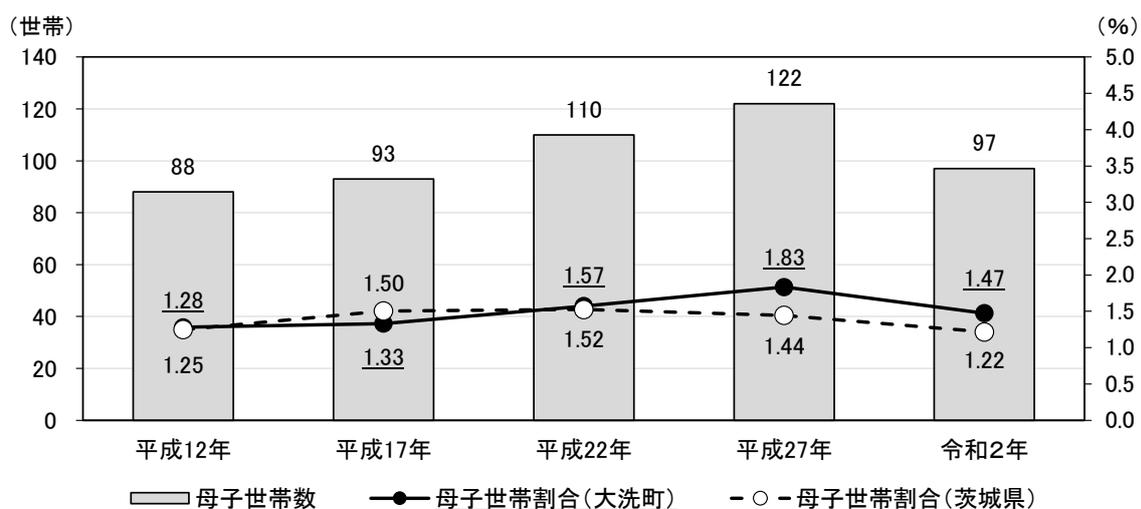
資料：大洗町住民課（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

本町の母子世帯数は、令和2年で97世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.47%となっています。平成22年以降、茨城県を上回る割合で推移しています。

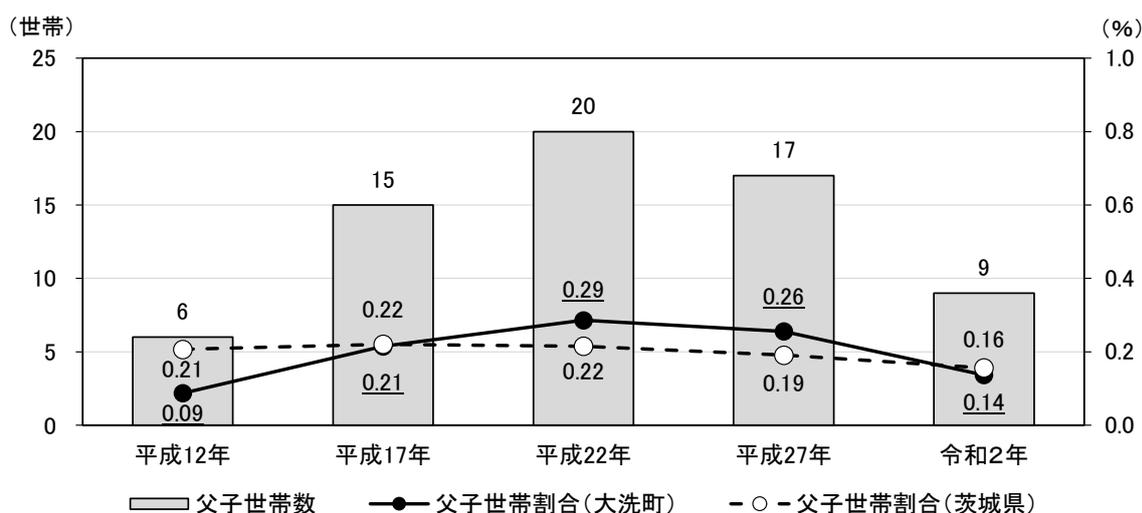
また、本町の父子世帯数は、令和2年で9世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.14%となっています。平成22年以降、減少傾向で推移しています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

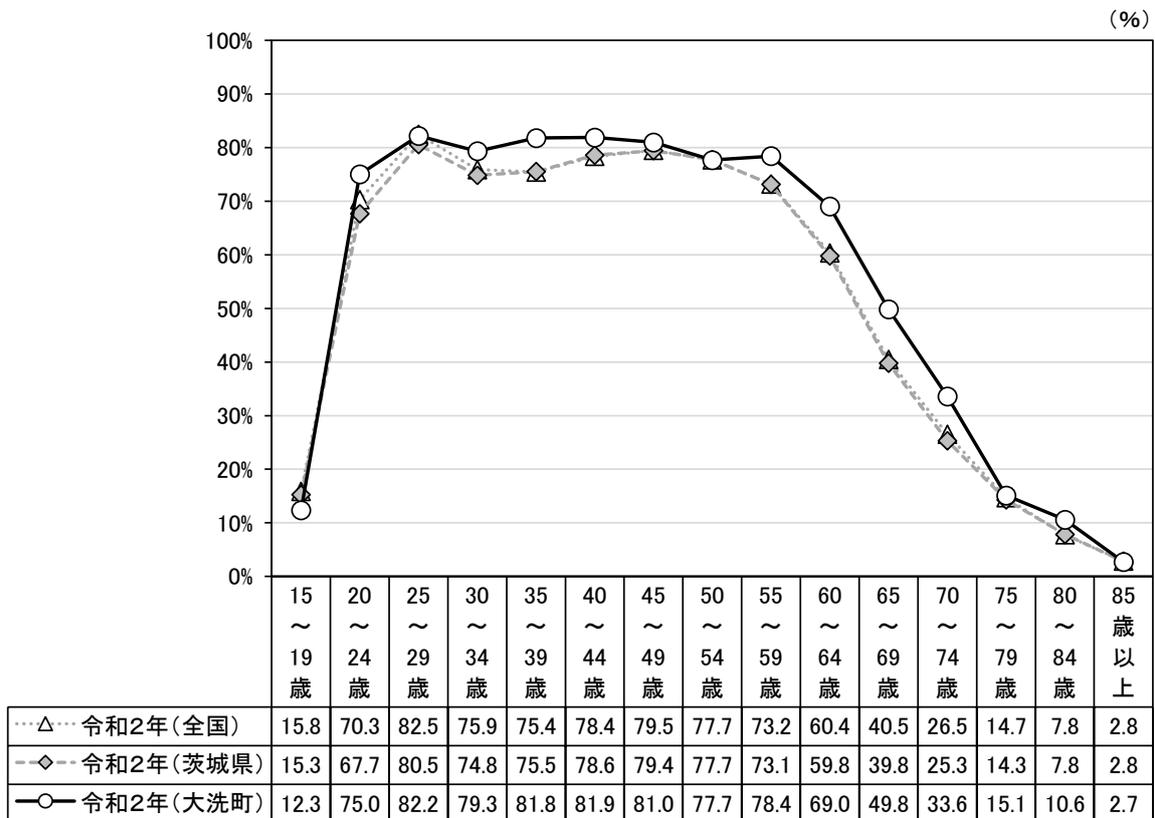
3. 就労の状況

(1) 女性就業率

本町の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

令和2年の女性就業率は、15～19歳を除くほとんどの年代で茨城県、全国を若干上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】



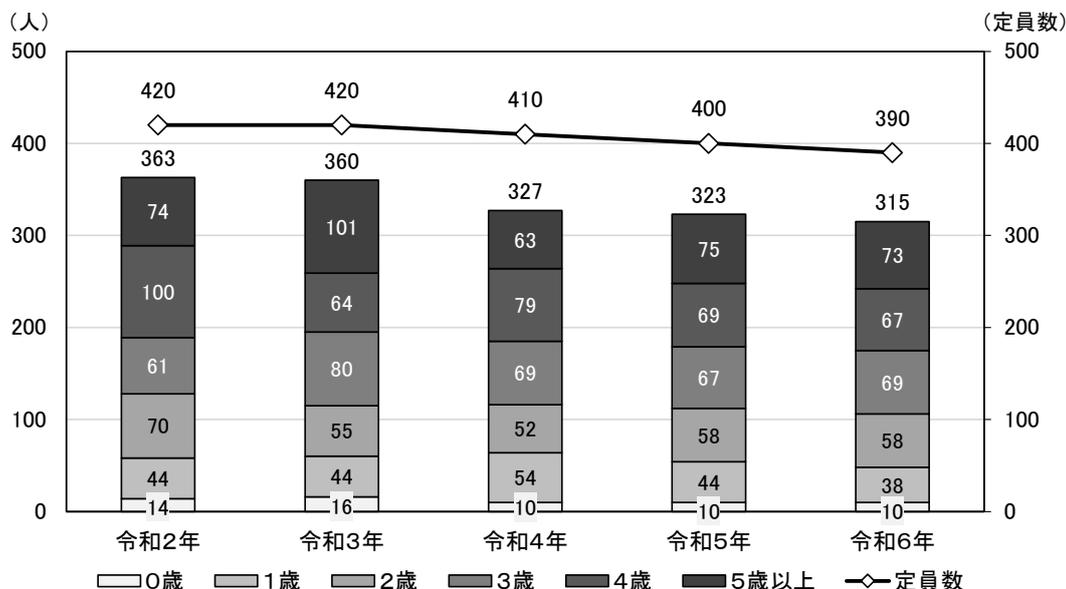
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4. 保育・教育の状況

(1) 保育所・認定こども園園児数の推移

保育園児数については、300人台で推移しておりますが、徐々に減少しています。なお、町外の保育施設への広域入所は令和6年4月時点では12人となっています。

【保育所・認定こども園園児数の推移】

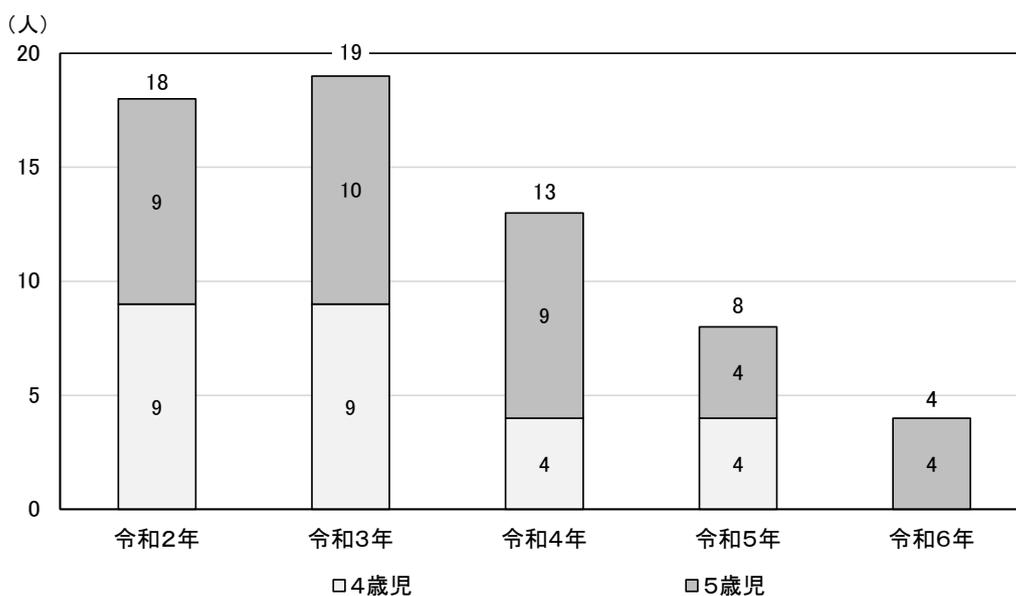


資料：大洗町子ども課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園園児数の推移

幼稚園園児数の推移については、減少傾向が続き、令和6年は5歳児のみ4人となっています。公立幼稚園については、令和6年末をもって、閉園となります。

【幼稚園園児数の推移】

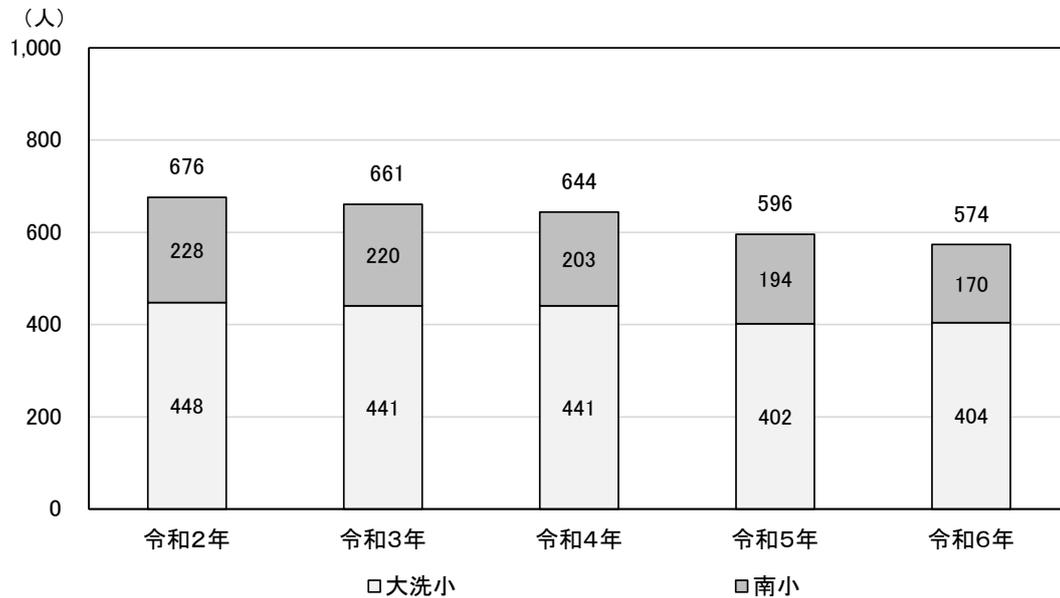


資料：大洗町学校教育課（各年5月1日現在）

(3) 小学校の状況

小学校の児童数については、年々減少傾向で推移しており、令和6年は574人となっています。

【小学校児童数の推移】

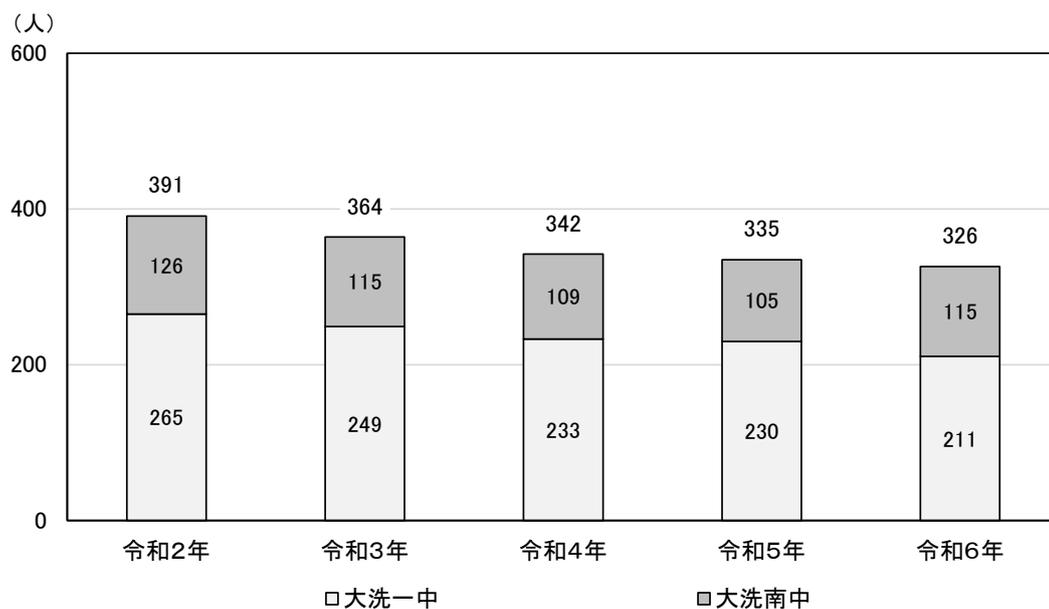


資料：大洗町学校教育課（各年5月1日現在）

(4) 中学校の状況

中学校の生徒数については、年々減少傾向で推移しており、令和6年は326人となっています。

【中学校生徒数の推移】



資料：大洗町学校教育課（各年5月1日現在）

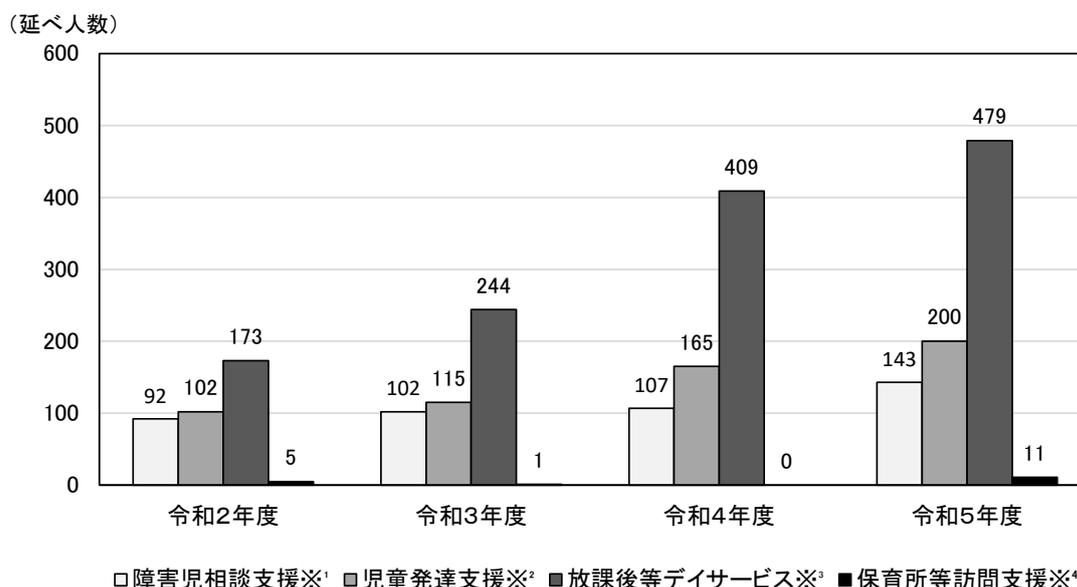
5. 障害児の通所支援状況

(1) 障害児通所支援利用者数の状況

障害児通所支援利用者数については、年々増加傾向で推移しており、令和5年度では合計延べ833人となっています。

各サービスの増加理由としては、支援を必要とする児童が増え、また支援の必要性により障害児やその家族がサービスをより積極的に活用していることや、サービスの利便性や認知度が向上したことが背景にあると推測されます。

【障害児通所支援利用者数の推移】



資料：大洗町福祉課

※¹障害児相談支援は、障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

※²児童発達支援は、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

※³放課後等デイサービスは、就学している障害のある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

※⁴保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、未就学の障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

第2節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する実績

第2期計画で設定した目標事業量に対する実績値の状況は以下のとおりです。

1. 教育・保育の量の見込みと実績

第1期及び第2期子ども・子育て支援事業計画の策定においても、その都度町内の幼児教育・保育施設との間で適正な定員管理が図れるよう確認し、調整を図ってまいりました。

その結果、現在、幼児教育において必要とされる量については十分確保されている状況にあります。

■ 令和2年度から令和6年度の計画値と実績値

(単位：人)

| 年度 | | 3歳以上 | | 0～2歳 | |
|-------|----------|-------|-------|-------|------|
| | | 1号認定※ | 2号認定※ | 3号認定※ | |
| | | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 令和2年度 | 計画値 | 35 | 188 | 20 | 95 |
| | 実績値 | 40 | 193 | 26 | 106 |
| 令和3年度 | 計画値 | 34 | 184 | 20 | 97 |
| | 実績値 | 39 | 201 | 30 | 93 |
| 令和4年度 | 計画値 | 33 | 180 | 21 | 97 |
| | 実績値 | 34 | 181 | 23 | 101 |
| 令和5年度 | 計画値 | 34 | 180 | 20 | 97 |
| | 実績値 | 31 | 175 | 20 | 92 |
| 令和6年度 | 計画値 | 34 | 177 | 20 | 97 |
| | 実績値(見込み) | 28 | 171 | 25 | 83 |

※1号認定は、3～5歳の教育認定の児童

2号認定は、3～5歳で保育を必要とする児童

3号認定は、0～2歳で保育を必要とする児童

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

①利用者支援事業

利用者支援事業は、お子さんとその保護者を対象に、身近な場所で教育・保育施設や子育て支援事業の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行う事業であり、町保健センター内に1か所設置し、提供体制の確保を行っています。

■母子保健型

(単位：か所)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |

■こども家庭センター型

(単位：か所)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | | | | | 0 |
| 実績値 | | | | | 1 |

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者を対象に交流の場を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言などを行う事業であり、町内の認定こども園1か所で事業を行っています。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| 実績値 | 360 | 380 | 396 | 384 | 100 |

③乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は「こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業」として、乳児がいる家庭を対象に助産師や保健師が訪問し、子育てに関する相談などを行う事業であり、出生数の減少に伴い、実施件数が減少しています。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 実績値 | 83 | 57 | 50 | 61 | 24 |

④ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を対象に居宅を訪問し、養育に関する指導や助言などを行う事業で、必要なケースには訪問対応ができる体制となっています。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実績値 | 1 | 1 | 5 | 3 | 2 |

⑤ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が疾病等で一時的に児童の養育が困難な場合や育児不安を解消するために、児童を児童養護施設などで預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業であり、令和6年度から開始しました。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | | | | | |
| 実績値 | | | | | 0 |

⑥ 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の病気や事故、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭で保育できない児童を対象に保育を行う事業です。いずれの年度も実績値が少なく、事業の体制や周知等について確認、検討していく必要があります。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 |
| 実績値 | 0 | 6 | 2 | 1 | 3 |

⑦ 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労等により通常の保育時間外に保育が必要な児童を対象に、保育所などで保育を実施する事業です。年度によって実績値に増減があり、いずれの年度も希望者が利用できる体制となっております。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| 実績値 | 153 | 142 | 130 | 140 | 58 |

⑧病児保育事業

病児保育事業は、病児・病後児を対象に、病院や保育施設等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。十分な提供体制の確保を行っています。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 (9月時点) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 計画値 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 実績値 | 81 | 77 | 112 | 118 | 40 |

⑨放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者が不在の児童を下校時から夕方まで預かり、「遊び」を中心にした保育を行う事業です。年度によって実績値に増減がありますが、いずれの年度も計画値を下回っており、待機児童は発生していません。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 260 | 260 | 260 | 260 | 260 |
| 実績値 | 201 | 189 | 138 | 183 | 186 |
| (内訳：低学年) | 170 | 145 | 117 | 148 | 142 |
| (内訳：高学年) | 31 | 44 | 21 | 35 | 44 |
| クラブ数 | 4 か所 |

第3節 第2期子ども・子育て支援施策の評価

第2期計画の課題について、以下の通り自己評価を行いました。

主要事業・施策の表の見方

■進捗評価

- A：計画通りに順調に推移している B：概ね計画通りに推移している
 C：計画よりやや遅れが生じている D：計画より遅れが生じている
 E：未実施

| 基本 施策 | 施策項目 | 評価 | |
|-------------------------|---|------------------------------|---|
| 1 遊び環境 の整備 | ①遊び場や 居場所の 整備 | A | 地域・学校と連携・協働し、多様な体験活動を実施し、自主的に考え、活動できる場を提供している。 |
| | | C | 遊具の老朽化や子どもの減少により、公園の集約化とともに広域利用に向けた遊具や駐車場の整備等が必要である。 |
| | ②遊び方の 指導支援 | B | ボランティアの協力を得て、青少年育成事業や文化活動の交流、世代間交流等を実施している。今後も継続的に活動するため、ボランティア会員の確保が求められる。 |
| | ③体験活動 の充実 | A | 生活体験・自然体験を通して、子ども達の世代間・地域間交流や社会性の育成を行っている。 |
| 2 保育・教 育環境の 整備 | ①教育内容 の充実 | A | 指導者の実践的な資質能力の向上を図っている。また、様々な体験活動等では、外部人材を活用している。しかし、人材確保や特性に応じた指導体制の確保が難しくなっている。 |
| | | B | 子ども達の豊かな心の育成のために、道徳や心の教育に取り組んでいるが、家庭や地域との連携において、うまく機能していない面がみられる。 |
| | | B | 情報モラル教育や国際交流・異文化交流に向けて積極的に取り組んでいる。 |
| | ②相談事業 の充実 | A | 県スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町教育センターの相談員を各校に派遣して、相談体制の充実を図っている。 |
| | ③学校・幼稚 園・保育所 (園)の施 設整備の 改善・充実 | A | 学校においては、GIGA スクール構想により、1人1台のタブレットPC や通信ネットワーク整備を完了させたが、今後 HDD 容量の圧迫がみられるため、端末リプレイス等の対応が必要である。 |
| A | | 経年劣化や破損による軽微な修繕に関して随時対応している。 | |

| 基本 施策 | 施策項目 | 評価 | |
|----------------------------|-----------------|--|--|
| 2 保育・教育環境の整備 | ④ 連携体制の充実 | B | 幼児保育小学校連絡協議会を年に2回開催し、情報交換等を行っている。また、幼児施設の職員が小学校の授業公開に参加できている。 |
| | | A | 令和4年度にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、地域とともに歩む学校づくりに向けて、スタートできた。 |
| 3 障害者施策の充実 | ① 障害者理解の促進 | B | 様々な媒体で情報を発信し、町全体に障害者の理解を広め、差別の解消を推進した。 |
| | ② 障害者施策の総合的推進 | C | 障害者計画等に基づき施策に取り組んできたが、移動手段、就労の場、差別や偏見への取組に関するニーズがあり、暮らしやすさに課題がある。 |
| | ③ 早期発見・早期対応の推進 | A | 町の幼児健診や発達相談、町内幼児施設訪問事業などでスクリーニングされた早期支援の必要性の高い子どもに対して、関係部署と連携しながら個々に応じた支援を行っている。 |
| | ④ 障害児教育の充実 | A | 要支援ケースに関しては、必要時ケース会議を実施し、課題解決に向けて関係機関が連携を図っている。 |
| | | B | 要支援ケースの保護者に対しても各種制度の情報提供を行い、スムーズに利用できるような必要な支援に努めている。 |
| ⑤ 自立生活の促進 | B | 様々な障害者に対して各種サービスを提供し、自立した生活ができるよう個々の状況に応じた支援に努めている。ただし、町内の社会資源が限られているため、広域的なサービス提供体制の検討が必要である。 | |
| 4 仲間づくりと学習・情報提供・相談体制の整備 | ① 情報提供の拡充と一元化推進 | B | 子どもに関わる情報の整理・集約化を行い、SNS 等を利用し情報発信を行っている。 |
| | ② 子育て相談体制の充実 | B | こども家庭センターを拠点として、子どもと親が身近に感じる場面での相談体制づくりに努め、相談内容に応じた適切な対応を図った。 |
| | ③ 仲間づくりと交流の促進 | B | 子育てサークル発足までには至っていないが、親子ふれあいセンター「きらきら」でのイベントや町の事業を通じて仲間づくりの機会を設けている。 |

| 基本 施策 | 施策項目 | 評価 | |
|--|--------------------------------|----|---|
| 5 家庭での 教育力 向上 | ① 学習機会 の充実 | B | 町内小中学校、幼児施設で家庭教育学級を開催し、家庭教育についての学習する機会を設けている。 |
| | | B | こども家庭センターや親子ふれあいセンター「きらきら」において、妊娠期の両親、幼児期の親子に対して、様々な子育てに関する教室を実施している。 |
| | ② 訪問指導 の充実 | A | 乳児家庭全戸訪問や要支援家庭への訪問において、対象者の不安や悩みを聞き、寄り添った支援を行っている。 |
| | | E | 家事育児支援サービスなどのニーズがあり、支援体制の構築を検討していく。 |
| 6 保育サー ビスの 充実 | ① 多様な保 育の充実 | A | 延長保育や一時保育など、住民の多様なニーズに沿った保育サービスを提供している。 |
| | | B | 必要なサービスを利用できるよう、さらに制度の周知を図る必要がある。 |
| | ② 学童保育・ 放課後子 ども教室 の充実 | B | 保育内容の質と、支援員の能力向上のため、学習会、研修会への積極的な参加を図っているが、支援員の人材確保が課題となっている。 |
| | | B | 放課後子ども教室の支援員に対する研修会の開催や、県主催の研修会への参加の機会を設けた。 |
| | ③ 保育協力の 促進 | E | 町の事業における託児は社会情勢により現在未実施の状態であるが、今後住民ニーズを把握し、家庭への保育支援を含めサービスを検討していく。 |
| 7 ひとり親 家庭の自 立支援 | ① 既存支援策 の充実 | B | ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関係機関と連携し、親の就労支援を含め様々な支援を実施している。 |
| 8 その他保 護を必要 とする子 どもへの 対策の充 実 | ① 教育費及 び教育に 関する支 援の充実 | A | 要保護及び準要保護世帯に対し就学に必要な費用を補助している。 |
| | | A | 高校生や大学生に奨学金制度を実施し、就学を支援している。 |

| 基本 施策 | 施策項目 | 評価 | |
|----------------------------------|----------------------|----|--|
| 9 親子の健 康づくり の充実 | ①乳幼児健 康診査の 充実 | A | 未受診者については、家庭訪問や各保育所等訪問で状況を確認するなど、関係機関と連携しながら全数把握に努めている。 |
| | | A | 健診に従事するスタッフ間で健診前後に情報共有を行い、要支援・要観察者を適切な支援につなげ、継続的なフォローアップを実施している。 |
| | ②「いいお 産」の普及 促進 | A | こども家庭センターを開設し、妊娠期からの相談体制や情報提供を充実させ、安心して出産に臨むための切れ目のない支援を行っている。 |
| | ③「食育」の 推進 | A | あらゆる機会を活用し、「食」の大切さを啓発し、「食」を通じた生活習慣の改善や健康づくりを行っている。 |
| | ④健康推進 協力体制 の充実 | B | 食生活改善推進委員やがん予防推進員等への研修会は定期的 に開催しているが、高齢化や会員数が減少しているため、会員 数増加に向けた養成講座を実施していく。 |
| | ⑤健康づく り体制の 充実 | A | 若年層への健診の呼びかけや生活習慣病予防の教室の開催、働 く世代を意識した休日の健康づくり教室の開催などを実施し ている。 |
| 10 家庭での 事故防止 | ①事故防止 の啓発 | B | 家庭訪問や健診時に事故防止についての啓発を行っている。 |
| | ②緊急時対処 法の周知 | B | 家庭訪問や健診時に緊急時の対処方法についての啓発をリー フレット等を用いて行っている。 |
| 11 医療体制 との連携 | ①医療体制 の充実 | A | 妊産婦医療福祉費助成制度や小児医療福祉費助成制度等の周 知を図り、子育て家庭に対する経済的な支援を行っている。 |
| | ②連携体制 の充実 | B | 必要な要支援家庭については、医療機関と連携し、情報共有・ 支援を行っている。 |
| 12 子育て支 援ネット ワークの 充実 | ①地域ネッ トワーク の充実 | B | 次世代を担う青少年の健全な育成のために、関係機関・団体と 連携し、協力体制の充実に努めている。 |
| | ②地域人材 等の活用 促進 | B | 地域人材の育成を推進するとともに、情報や学習機会の提供・ 活動場所の確保等により、活動を支援している。 |

| 基本 施策 | 施策項目 | 評価 | |
|--------------------|----------------------------------|--|---|
| 13 児童虐待 防止対策 | ①児童虐待 防止ネッ トワー クの充 実 | B | 要保護児童対策地域協議会の活用を図り、関係機関が連携して児童虐待の予防及び早期発見・早期対応に努めている。 |
| | ②子どもの人 権擁護意 識の啓 発 | B | 児童・生徒が人権や命について学び、お互いを認め合い尊重し学び合う人権教育を行っている。 |
| | | B | 子どもの保護者を対象に、子どもの人権侵害を防ぐ周知・啓発を行っている。 |
| ③心のケア体 制の充 実 | B | 被害を受けた子どもに対し、児童相談所やスクールカウンセラー、保健師等が連携を図り精神的なダメージの解消や立ち直りを支援している。 | |

第4節 第3期計画策定に向けてのニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するため、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

| | |
|------|----------------------------------|
| 調査地域 | 大洗町全域 |
| 調査対象 | 町内在住の就学前児童及び就学児童の保護者から900名を無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | 令和6年5月10日（金）～令和6年5月24日（金） |

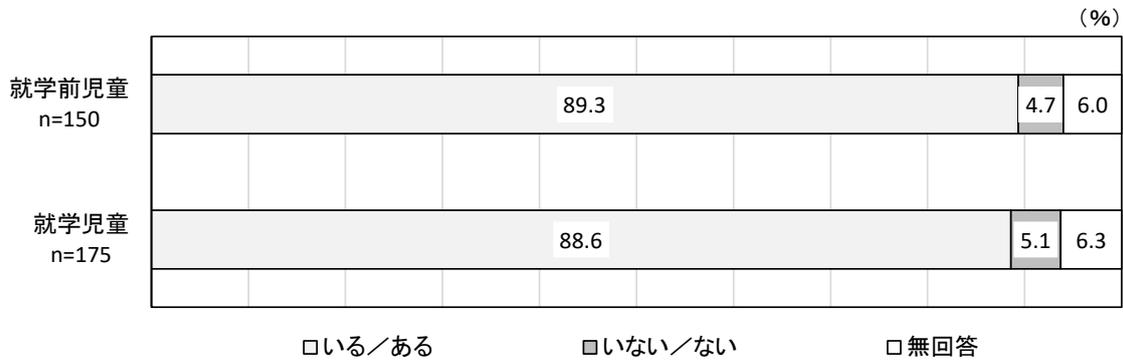
| 調査名 | 発送数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|------|------|-------|
| 1. 就学前児童 | 400件 | 150件 | 37.5% |
| 2. 就学児童 | 500件 | 175件 | 35.0% |
| 合計 | 900件 | 325件 | 36.1% |

| | |
|----------------|--|
| 調査結果を見る上での注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。 ・百分率（％）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、％を足し合わせて100%にならない場合があります。 ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、％の合計が100%を超える場合があります。 |
|----------------|--|

(2) 調査結果の概要

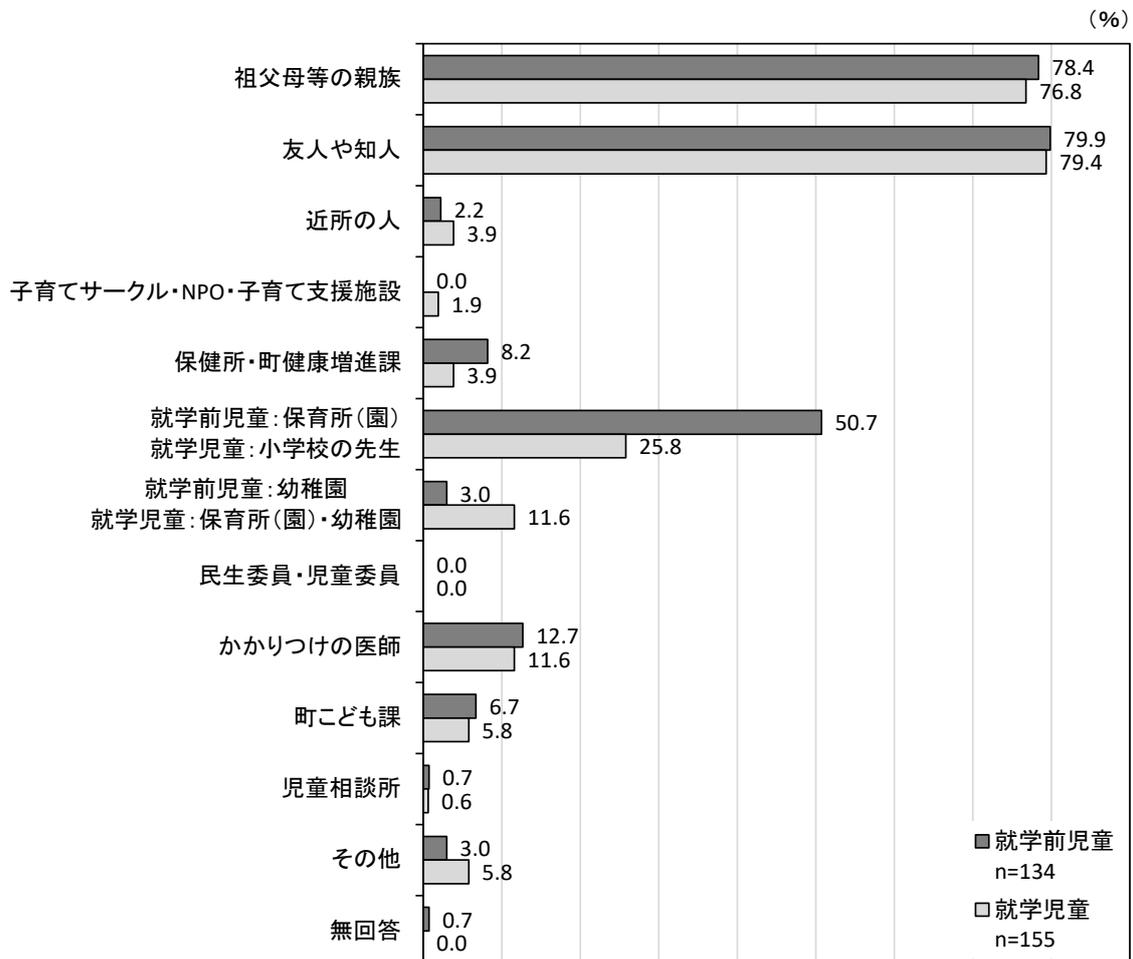
●子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無については、「いる／ある」が就学前児童で89.3%、就学児童で88.6%となっています。



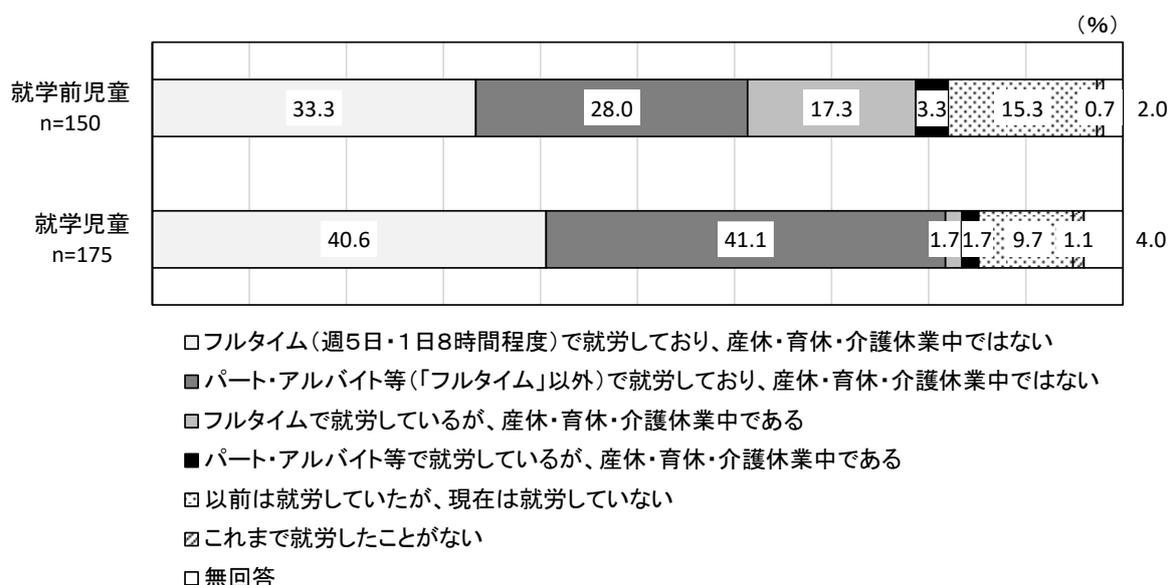
●子育てに関する相談先について

子育てに関する相談先については、就学前児童・就学児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」が高くなっています。



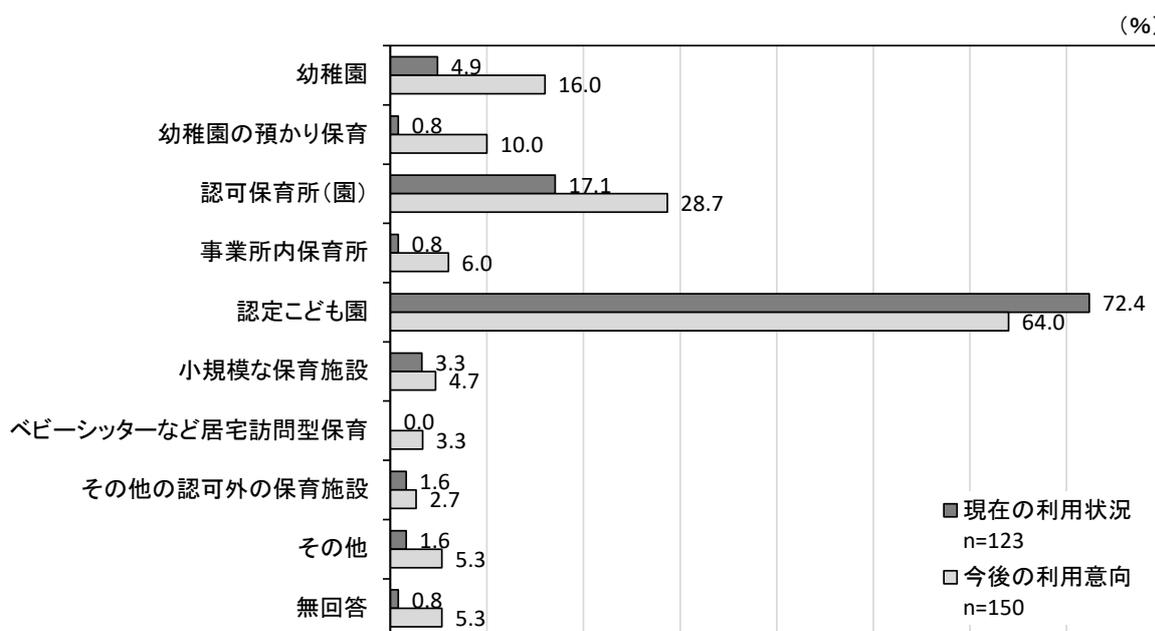
●現在の母親の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童では「フルタイム」「パート・アルバイト」で就労している割合は61.3%ですが、就学児童では「フルタイム」「パート・アルバイト」で就労している割合は81.7%となっており、20%近く増加しており、子どもの就学とともに働く母親の割合が増加しています。



●平日の教育・保育の定期的な利用の状況について（就学前児童のみ）

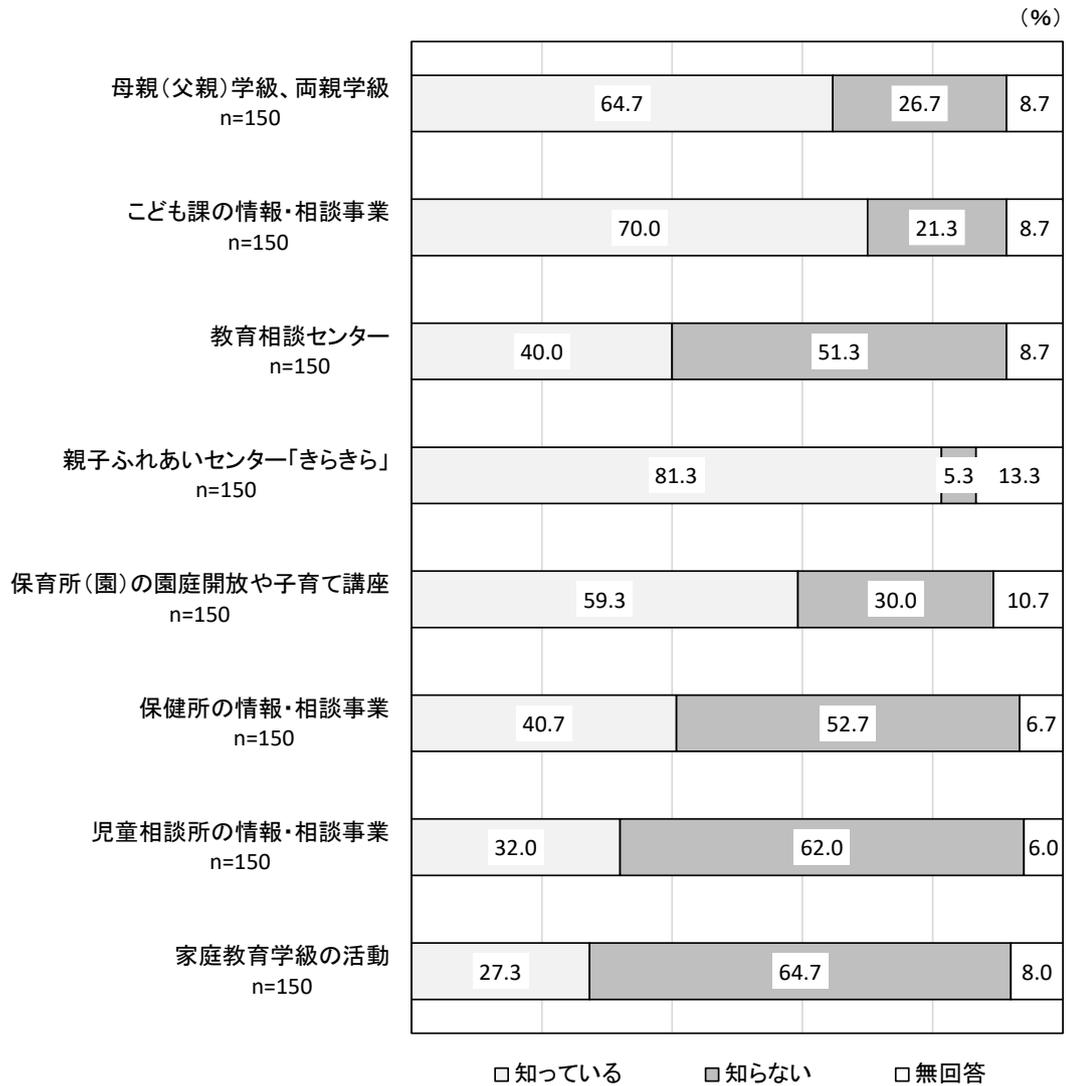
平日の教育・保育の定期的な利用の状況については、現在の利用状況・今後の利用意向ともに「認定こども園」が最も高くなっています。



●子育て支援事業の認知状況（就学前児童のみ）

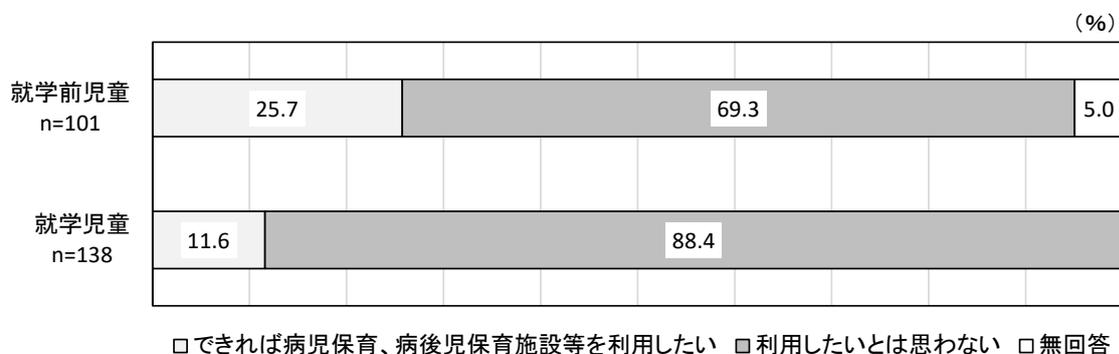
子育て支援事業の認知状況について、「知っている」の割合をみると、「親子ふれあいセンター「きらきら」」が81.3%で最も高く、その他にも、「こども課の情報・相談事業」が7割を超える結果となっています。

また、「知らない」の割合をみると、「教育相談センター」、「保健所の情報・相談事業」、「児童相談所の情報・相談事業」「家庭教育学級の活動」については、半数以上の方が知らないという結果となっています。



●病児・病後児保育事業の利用意向について

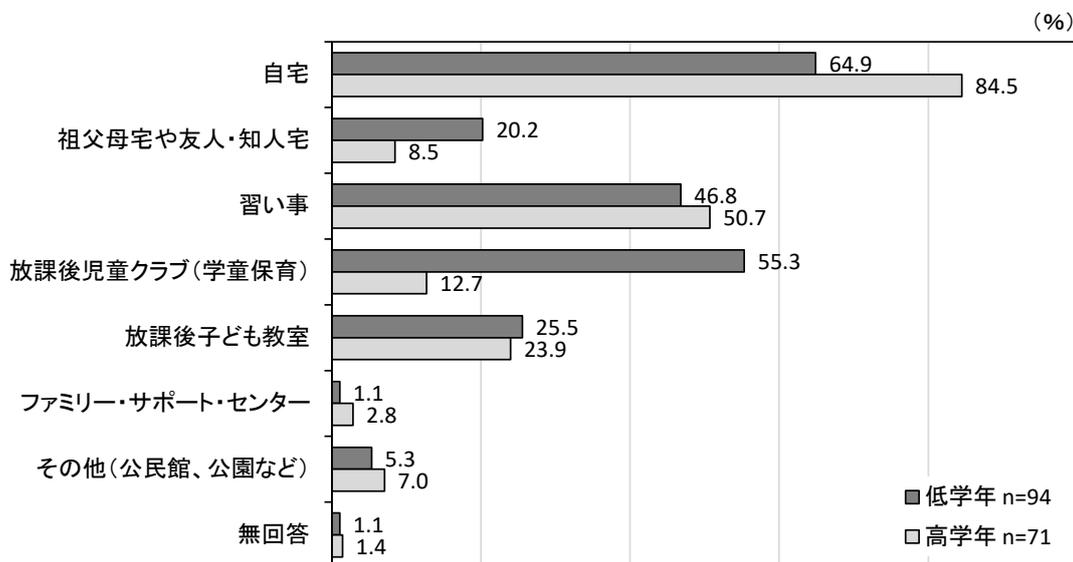
病児・病後児保育事業の利用意向については、「できれば病児保育、病後児保育施設等を利用したい」が、就学前児童では25.7%、就学児童では11.6%となっています。



●放課後の過ごし方について（就学児童）

希望する就学児童の放課後の過ごし方については、低学年では「自宅」が64.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が55.3%、「習い事」が46.8%となっています。

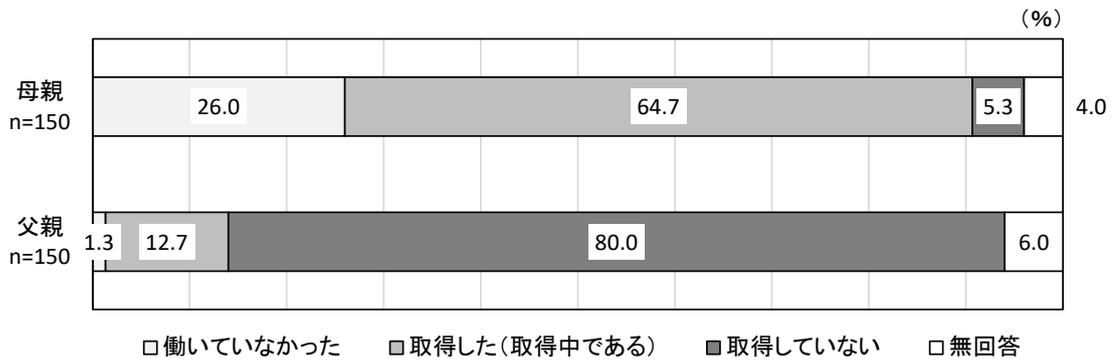
高学年では、「自宅」が84.5%と最も高く、次いで「習い事」が50.7%、「放課後子ども教室」が23.9%となっています。



● 育児休業取得の有無（就学前児童）

育児休業取得の有無について、就学前児童の母親では「取得した（取得中である）」が64.7%で最も高く、次いで「働いていなかった」が26.0%、「取得していない」が5.3%となっています。

一方、就学前児童の父親は「取得していない」が80.0%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が12.7%、「働いていなかった」が1.3%となっています。

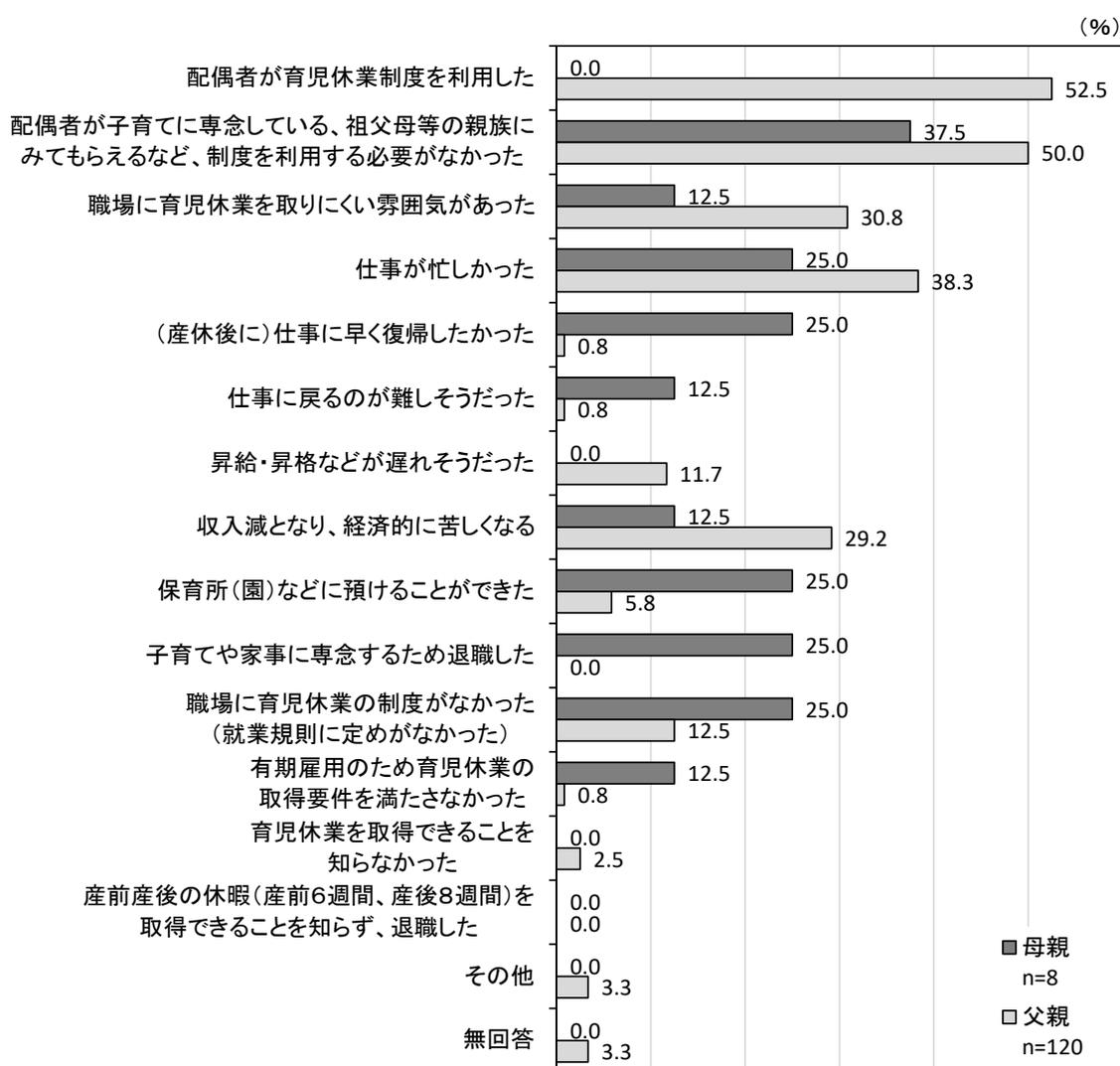


●育児休業を取得していない理由（就学前児童）

育児休業を取得していない理由について、母親では「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が最も高くなっています。

一方、父親は「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も高く、次いで「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が高くなっています。

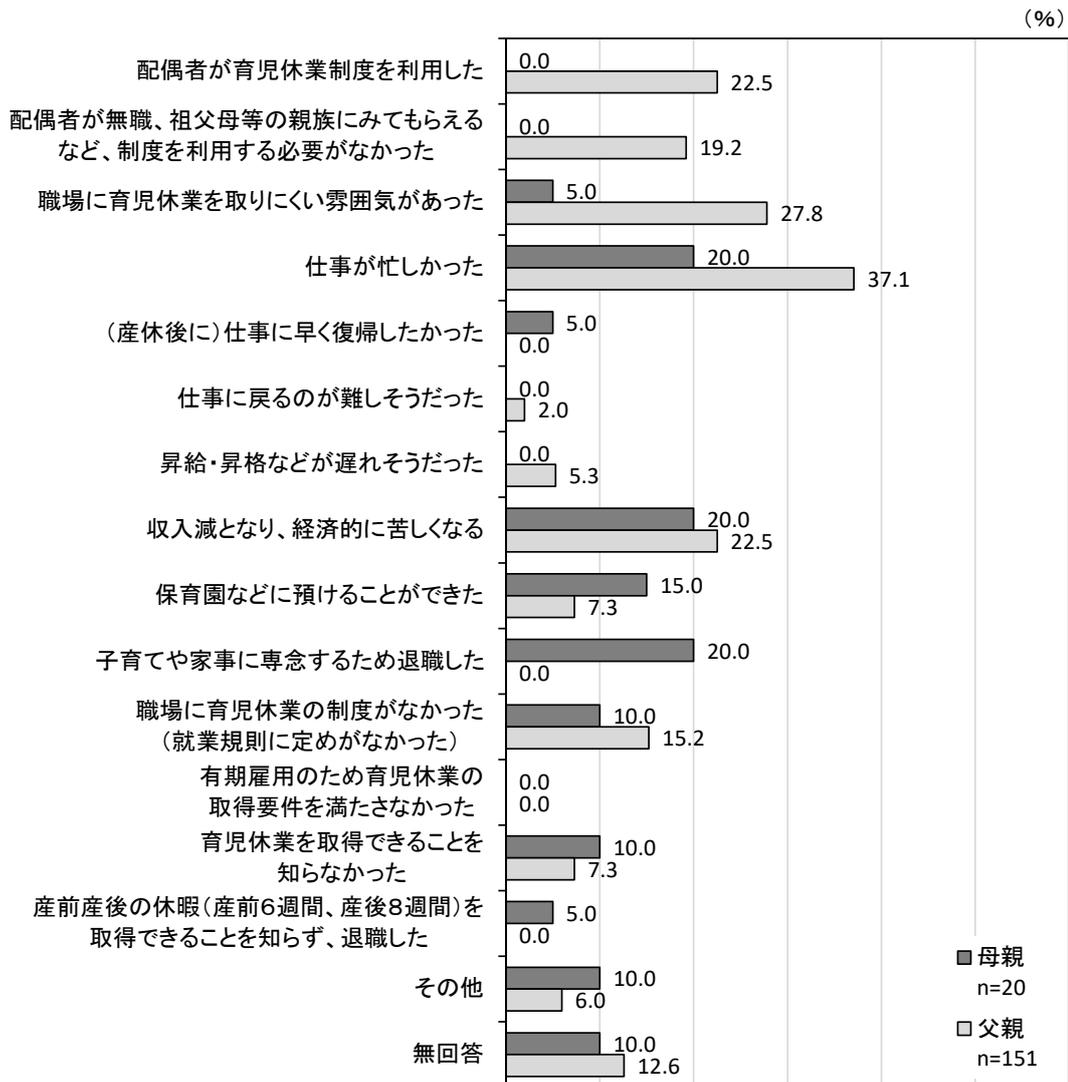
これらの結果から、本町では、子どもの母親や親族などの支援が受けられるため、父親の育児休業の取得割合が低いことが読み取れます。



●育児休業を取得していない理由（就学児童）

育児休業を取得していない理由について、母親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」が同率となっています。

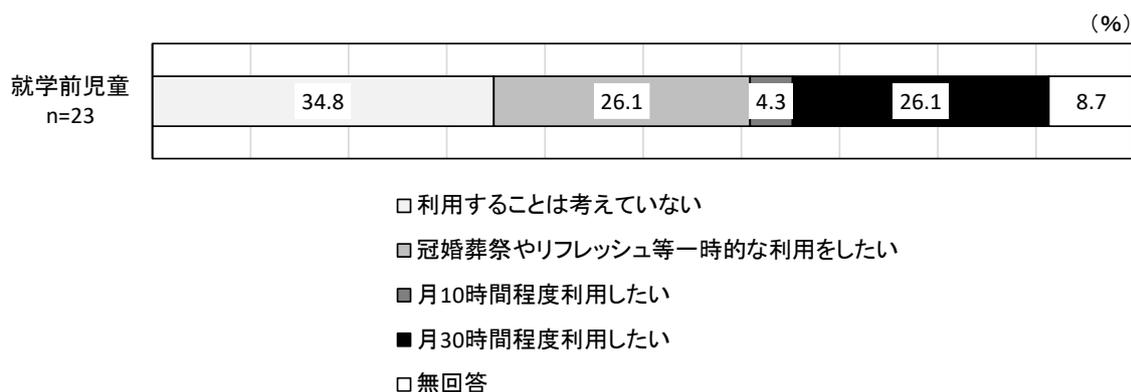
一方、父親は就学前と異なり「仕事が忙しかった」に次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の順で高くなっています。



●「こども誰でも通園制度（仮称）※¹」の利用希望について（就学前児童のみ）

こども誰でも通園制度については、「利用することは考えていない」が 34.8%で最も高く、次いで「冠婚葬祭やリフレッシュ等一時的な利用をしたい」「月 30 時間程度利用したい」がともに 26.1%、「月 10 時間程度利用したい」が 4.3%となっています。

「冠婚葬祭やリフレッシュ等一時的な利用をしたい」「月 10 時間程度利用したい」「月 30 時間程度利用したい」を合わせた『利用希望がある』については 56.5%となっていることから、約半数の方に利用希望があることが伺えます。



※¹～こども誰でも通園制度とは～

令和7年度に「子ども・子育て支援法」に基づく地域子ども・子育て支援事業（乳児等通園支援事業）として制度化され、令和8年度から全国の自治体で本格的に実施される予定の制度です。大洗町では令和8年度から実施予定の事業です。

本制度では、保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育施設等を利用することができます。

【こども誰でも通園制度の概要】

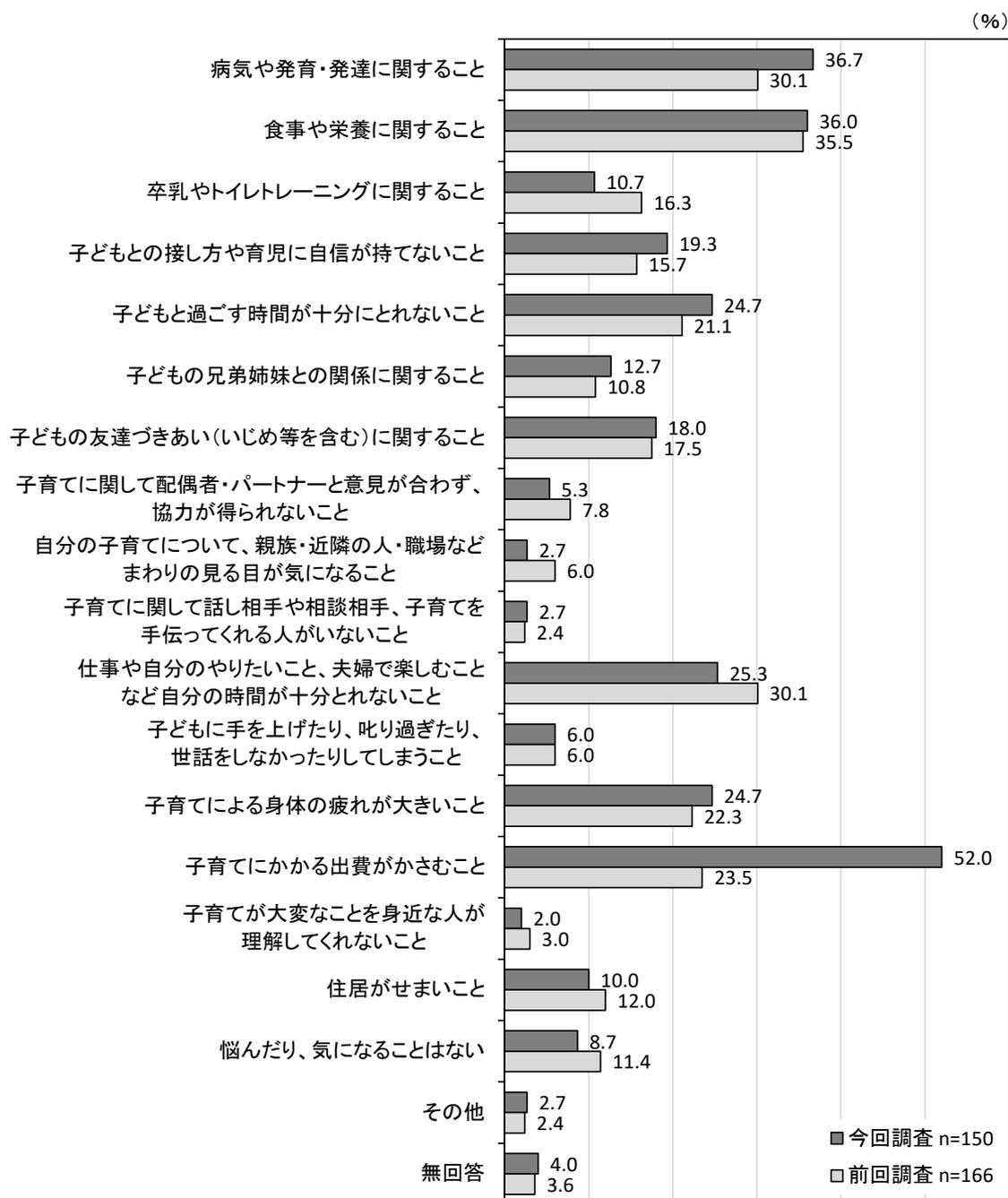
対 象：0歳6か月～2歳の未就園児

利用方法：定期利用、自由利用など

利用時間：利用可能枠の中で月一定時間まで

●子育てに関する悩みごと、または気になること（就学前児童）

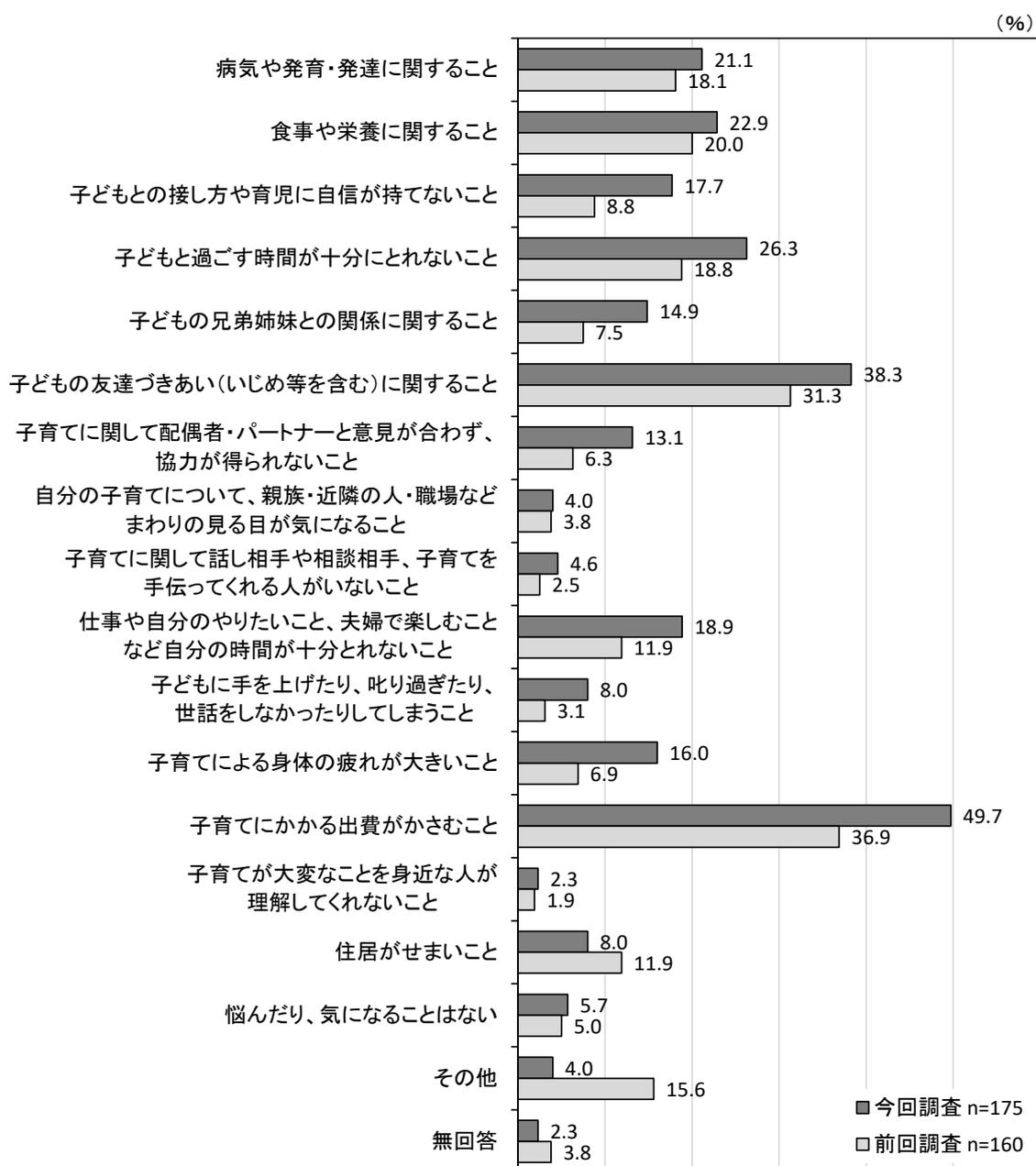
就学前児童では、子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることについては、「子育てにかかる出費がかさむこと」が52.0%で最も高く、前回調査と比較すると大きく増加しています。次いで、「病気や発育・発達に関すること」が36.7%、「食事や栄養に関すること」が36.0%となり、前回調査と比較しても、この2項目に関しては回答割合が高い傾向となります。



●子育てに関する悩みごと、または気になること（就学児童）

就学児童では、子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることについては、「子育てにかかる出費がかさむこと」が49.7%で最も高く、次いで「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が38.3%、「子どもと過ごす時間が十分にとれないこと」が26.3%となっています。

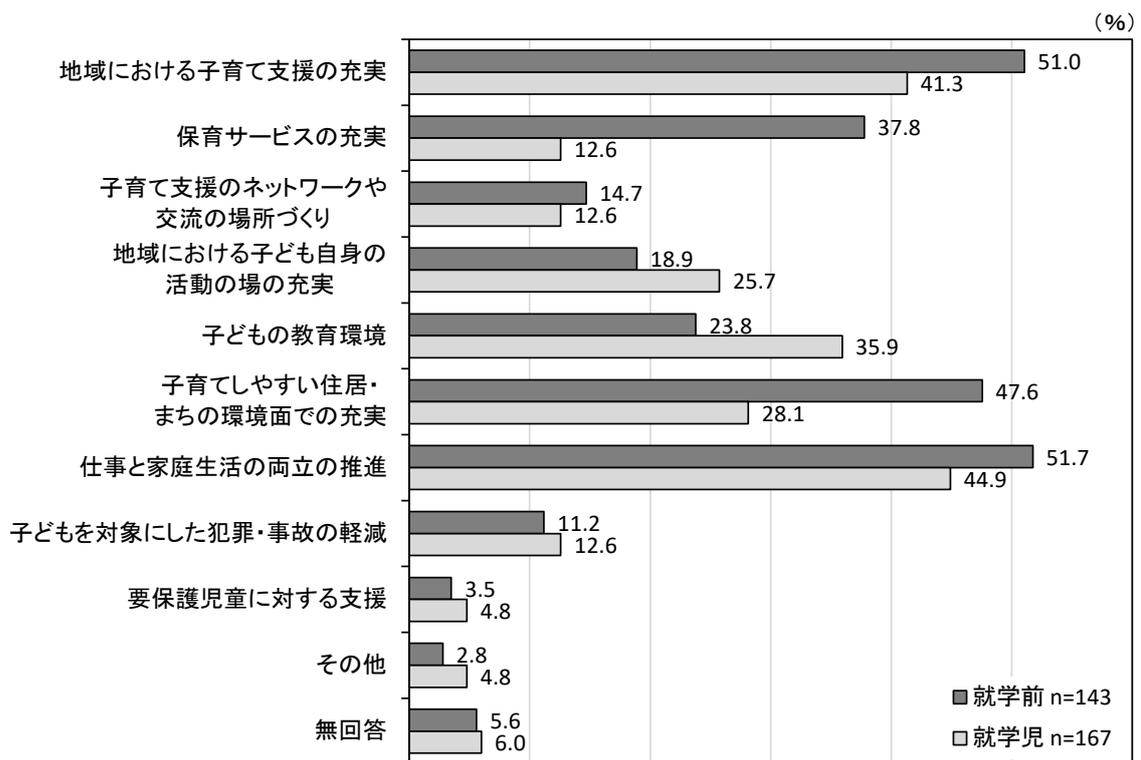
前回調査と比較すると、上位3項目のうちの「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」、「子育てにかかる出費がかさむこと」については、前回調査から引き続き回答割合が高い結果となっています。



●子育てをする上で有効と感じる支援

子育てをする上で有効と感じる支援・必要なことについて、就学前児童では、「仕事と家庭生活の両立の推進」が51.7%で最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」が51.0%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が47.6%となっています。

また、就学児童では、「仕事と家庭生活の両立の推進」が44.9%で最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」が41.3%、「子どもの教育環境」が35.9%となっています。



第5節 第3期計画策定に向けた課題と展開

ニーズ調査の結果及び第2期計画の評価を踏まえて、大洗町の子ども・子育てに関わる課題を次のように整理しました。

1. 安心できる出産と支援体制について

大洗町では、令和6年4月に「大洗町こども家庭センター“ほっと”」を立ち上げ、妊娠から子育ての切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、個々の状況に寄り添い支援していく体制づくりを推進しています。しかし、ニーズ調査の結果から、子育てに関する相談先として、こども家庭センター（こども課）を挙げる方が少なく、相談先としてのこども家庭センターやその機能が、十分には浸透していないことがうかがえます。「大洗町こども家庭センター“ほっと”」の周知を徹底した上で、様々なニーズに対応した子育て支援体制を充実させていくことが課題です。

また、子育てにおいて有効と感じる支援として「地域における子育て支援の充実」が多く求められています。社会情勢の変化にも対応しながら、地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠や出産に対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、大洗町で子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

今後、町の様々な子育て支援に関する施策を展開していくうえで、「大洗町こども家庭センター“ほっと”」を中心に、妊娠から子育てに係る相談体制を強化し、関係機関と連携して、安心して子育てができる支援体制を充実させていきます。

2. 安心して働ける子育て支援について

ニーズ調査で保護者の就労状況を見ると、母親がフルタイムで就労している割合が50%を超え、パート・アルバイトの就労を合わせると80%を超えており、働く母親の割合が増加しています。また、フルタイムへの転換等の理由で保育の形態を変更する保護者も増加傾向にあり、潜在的な保育ニーズは増加していると考えられます。さらに、育児休業や時短勤務など保護者の勤務形態が多様化しており、保育園等の受け皿は確保しつつ、ニーズの変化を適切に見込み、教育・保育の質を高めていく必要があります。

一方で、育児休業取得率については、母親が64.7%に比べ、父親が12.7%となっており、父親の育児休業の取得へのさらなる意識改革や環境の整備が必要です。

また、今回のニーズ調査の際にも、産前・産後の休暇を取得できることを知らずに仕事を辞めてしまった女性が一定数いると回答しています。不本意な退職を防ぐため、こども課としても母子健康手帳の交付時や妊婦への面談の際にハローワークや厚生労働省が作成している冊子などを用いて、法律で守られている休業制度であることを改めて周知していく必要があります。

さらに女性の復職支援の一環として、ハローワーク水戸で実施する母親を対象とした就職応援セミナーに、こども課の職員を講師として派遣し、町の子育て支援に関する施策を紹介する取り組みも引き続き実施していきます。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、多様な働き方の実現や育児休業の取得促進など、働き方を選択できる環境を整備する必要があります。

3. 子どもの居場所について

ニーズ調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちには放課後児童健全育成事業（学童保育）と答えた方が7割近くにのぼります。また、高学年においては、習い事や、自宅と回答した割合が増えていく傾向にあります。

このように少子化の状況下にあっても、女性の社会進出に伴って学童保育事業の利用について高いニーズがあります。今後も子どもが放課後の時間を安心して過ごせるよう、学童保育事業にあたる支援員の確保に努めるとともに、保育の質の向上を図っていく必要があります。

また、地域の人材を活用した放課後子ども教室についても、学童保育事業とも連携しながら、今後も引き続き気軽に利用できるような環境の維持に努めていきます。

さらに、子育て支援施設や公園等についても、施設を安心して利用できるような環境整備を推進し、地域の人材を活用するなど、子どもの居場所づくりに努めます。

今日では、SNS※¹の普及など子どもを取り巻くICT※²環境も様変わりしてきており、不適切な使用から子どもが孤立したり、事件や事故に巻き込まれるような事例も散見されます。SNSの利用にあたっては、基本的な利用ルールを家庭内で定めたり、学校等での適正利用に向けての講習会などの開催も必要になっています。

子どもやその親を取り巻く、多様化するニーズに応えながら、さまざまな地域資源を活用し、安心安全な子どもの居場所づくりに引き続き取り組みます。

※¹ SNS (Social Networking Service) とは、インターネット上で人と人がつながり、情報の共有やコミュニケーションを行うためのサービスです。SNSは、地域の情報や子育てに役立つ知識を得る手段として広く活用されており、保護者同士や専門家とのつながりを築く場としても重要な役割を果たしています。

※² ICT (Information and Communication Technology、情報通信技術) とは、コンピュータやインターネットを活用して、情報の収集、処理、共有、伝達を行うための技術を指します。ICTは、社会のあらゆる分野で利用されており、子どもたちの教育や子育て支援の場でも重要な役割を果たしています。具体的には、「教育の場での活用」や「子育て支援情報の提供」、「子どもの安全管理」などでICTが活用されています。

4. 配慮を必要とする子どもと家庭への対応について

配慮を必要とする家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々です。そのため、個別の家庭状況に応じた生活支援や就業支援、経済的支援の充実を図ることが重要です。

障害児通所支援利用者数の状況にあるように、発達に課題を抱える子どもの療育件数も増加の一途をたどっており、ニーズ調査からも発育や発達に関する悩みが多いことがうかがえます。早期発見・早期対応の体制を整え適切な時期に適切な支援を行うことが大切です。また、障害児教育の充実や自立と社会参加を促進できる環境を整備します。

町へ寄せられる児童虐待についての通告や相談件数は増加傾向にあり、より一層の相談対応の迅速化や、虐待を予防するための施策が必要です。今般「こども家庭センター」を開設したことで、母子保健と児童福祉の連携を強化し、今後より一体的な情報共有と虐待対応・支援に努めていきます。

さらに、近年はヤングケアラー問題も指摘されています。自身がヤングケアラーであることの気づきの支援を含め、正しい認識を広めていきます。また、ヤングケアラー特有の課題に対する家族や地域の理解を深めながら、包括的な福祉サービス等の支援体制の整備が必要です。

ひとり親家庭については、子育てや経済的な負担、ひいては貧困など様々な課題がのしかかり、孤立しがちであることが容易に想定されます。そのような方々に適切な支援が届くように、十分な周知や体制づくりが必要となっています。

これらの潜在化しやすい家庭状況にある子どもや家庭の抱える問題を解決するためには、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることを通じて、子どもが健やかに成長し、親も安心して子育てに取り組める社会の構築に向けた取り組みが求められています。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念

本町では、令和元年度に「第2期大洗町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その基本理念を「子どもも親も地域もいきいきと輝くまち 大洗」とし、幼児教育・保育の無償化や総合的な放課後児童対策の推進、母子保健の充実、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策など、新たな課題に対する政策を含めた計画として推進してきました。

「子どもも親も地域もいきいきと輝くまち 大洗」を実現するため、町ではすべての子どもが健全に成長し、親が安心して子育てできる環境づくりを推進します。地域全体で子どもを見守り、子育てを支える体制を整備し、地域と家庭が共に輝ける社会を目指します。

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も踏まえて、策定を進めることから「第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画」においては、第1期、第2期における考えを継承した上で、さらに地域で温かく子育てを支えることができるよう「～もっと“ほっと”が生まれる子育て支援～」を基本理念に追加しました。

基本理念

子どもも親も地域もいきいきと輝くまち 大洗
～もっと“ほっと”が生まれる子育て支援～

第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子どもも親も地域もいきいきと輝くまち 大洗~もっと“ほっと”が生まれる子育て支援~」を実現するために、次の3項目を基本目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実

安心して親が子育てに取り組むことができ、子どもも健やかに過ごせるよう「大洗町子ども家庭センター“ほっと”」を拠点とし、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することのないよう、すべての子育て家庭に対し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。

また、子育て家庭の状況は、核家族化の進行、共働きの増加など社会状況の変化に伴い多様化しており、各家庭のニーズに対応した保育・教育等のサービスの量と質を充実させるよう保育・教育体制の構築を推進します。

学齢期以降においても、地域において子ども達が健やかに成長していけるよう、居場所づくりや家庭のニーズに応じた子育て支援に取り組みます。

一方、経済的な問題もあることから、子どもの貧困についての相談対応を充実させ、経済的困難を抱える家庭への対応を図るとともに、すべての子育て家庭への多様な経済的支援の推進を図ります。

施策1 妊娠期から乳幼児期までの一貫した支援の充実

施策2 乳幼児期の保育・教育の充実

施策3 学齢期からのこどもの育成施策の推進

施策4 子育て家庭への経済的支援

基本目標 2 配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実

障害のある子どもや発達に課題を抱える子どもとその保護者が、地域で安心して子どもを育てられるような支援体制づくりを推進します。

また、ひとり親家庭も様々な問題を抱えていることが多く、親が追いつめられることなく安心して自立した子育てができるように、関係機関と連携のもと相談支援体制の充実を図ります。

さらに近年、児童虐待の深刻化やヤングケアラーの問題が顕在化しており、子どもが守られ育つ権利を遵守し、親子が安心して生活できるよう、関係機関と密接に連携した迅速な対応や、予防を強化する取組を推進します。同時に子どもの権利擁護※¹について地域や子どもたちの理解を深める取組を進めます。

施策5 障害児等への支援体制の整備

施策6 その他配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実

施策7 子どもの権利擁護※¹の推進

※¹～子どもの権利擁護について～

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」に日本は1994年に批准しています。

また、日本でもこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法の6つの基本理念

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからについて最もよいことが優先して考えられること

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

基本目標 3 子育てを地域で見守り・支える 仕組みづくり

「大洗町こども家庭センター“ほっと”」では、役場内の関係各課との連携のみならず、保育施設や小・中学校、警察や医療機関、さらには青少年相談員や民生委員、民間のボランティア団体などといった地域資源を活用、または新たに開拓しながら、子ども・子育て会議や地域ケア推進会議などに諮り、子育てしやすい環境を整えていきます。

また、昨今の社会情勢を鑑み、子どもの孤立化を防ぎ、子どもの健全育成のため、家庭・学校・地域が連携し、子育て支援ネットワークの充実を図り、地域で子育てを見守り支える仕組みを作ります。

さらに、地域の教育力を生かした学習や体験・交流活動などを通して、子どもたちの豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤を育てていきます。

施策8 地域で支える子育て支援

第3節 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策と取組 |
|---|--|---|
| <p>子どもも親も地域もいきいきと輝くまち 大洗</p> <p>「もつと」ほつとが生まれる子育て支援</p> | <p>基本目標 1</p> <p>妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実</p> | <p>1. 妊娠期から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発と相談支援の充実 ②妊娠期からの切れ目のない支援の充実 ③乳幼児期の切れ目のない保健対策の充実 |
| | | <p>2. 乳幼児期の保育・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な保育の充実 ②保育施策のあり方の検討 |
| | | <p>3. 学齢期からのこどもの育成施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学童保育・放課後子ども教室の充実 ②教育内容の充実 ③相談事業の充実 ④家庭での教育力向上の推進 ⑤連携体制の推進 |
| | | <p>4. 子育て家庭への経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療費助成制度の充実 ②教育・保育に対する経済的支援の充実 ③その他の経済的支援の充実 |
| | <p>基本目標 2</p> <p>配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実</p> | <p>5. 障害児等への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者理解の推進 ②障害者施策の総合的推進 ③早期発見・早期対応の推進 ④障害児等支援の促進 ⑤社会参加と自立の促進 |
| | | <p>6. その他配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭への支援 ②外国籍の子ども・家庭への支援 ③いじめ・不登校対策 |
| | | <p>7. 子どもの権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止対策 ②ヤングケアラーへの支援 ③人権擁護と人権教育の推進 |
| | | <p>基本目標 3</p> <p>子育てを地域で見守り・支える仕組みづくり</p> |
| <p>8. 地域で支える子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援ネットワークの充実 ②地域人材などの活用促進 ③子どもの居場所の整備 ④体験活動の充実 | | |

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

【基本目標1】 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実

妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目のない支援を提供し、親が安心して子育てできる環境を整備することが重要です。子育て支援に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実、妊娠期からの伴走型支援を通じて、すべての家庭が必要なサポートを受けられる仕組みを推進します。

さらに、多様な保育ニーズに対応するための施策を進め、地域における保育・教育環境を充実させます。学齢期には、学童保育や放課後子ども教室の充実、家庭教育力向上の支援を通じて、子どもたちの豊かな心を育む環境を整備します。地域、家庭、学校が連携し、すべての子どもが輝ける社会を目指します。

また、子育て家庭への経済的支援策として、医療費助成や教育費支援、特定不妊治療費助成の充実を図ります。

1. 妊娠期から乳幼児期までの一貫した支援の充実

① 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発と相談支援の充実

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|---|-------|------|
| 1) | 安心して妊娠・出産・子育てをスタートできるよう、小中学校でのいのちの教育や、両親学級・親子教室、健診などでの様々な機会に妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。 また、妊娠・出産・子育ての悩みをひとりで抱えることがないよう LINE や電話、訪問など対象者に合わせた相談しやすい相談体制を整えます。 | 拡充・強化 | こども課 |

② 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|---|-------|------|
| 1) | 「大洗町こども家庭センター“ほっと”」を拠点に、親子が孤立することなく、地域で安心して出産や子育てができる環境を整えます。母子や家族に寄り添う伴走型支援をはじめ、両親学級・親子教室・健診などを通じて、必要な情報提供や助言、保健指導を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安を軽減します。また、切れ目のない支援体制の充実に努めます。 | 拡充・強化 | こども課 |

③ 乳幼児期の切れ目のない保健対策の充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|------|
| 1) | 子どもの健やかな成長を支えるため、乳幼児健康診査等を通じて疾病や異常の早期発見を行い、未受診者の把握にも努めます。必要に応じて、健診後の適切な支援や指導を実施し、関係機関と連携しながらフォローアップを進めます。これらの取り組みによって、親子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を推進します。 | 拡充・強化 | こども課 |

2. 乳幼児期の保育・教育の充実

① 多様な保育の充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|------|
| 1) | 延長保育や一時保育、病児保育など既存のサービスに加えこども誰でも通園制度をはじめとする新たなサービスの環境を整え、必要な人が利用できるよう周知を図ります。 | 拡充・強化 | こども課 |
| 2) | 認可外保育所（園）については、それぞれ独自の保育サービスを展開しており、一定の方の利用があります。その必要性から、今後も運営について継続的に支援します。 | 継続・維持 | こども課 |

② 保育施策のあり方の検討

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|------|
| 1) | 保育サービスの提供体制については、今後の子どもの数の推移を参考にしながら、将来的な保育ニーズを把握することで必要量を確保します。その中で公立保育施設の今後のあり方についても、全体の必要量を勘案しながら、廃止や継続について検討します。 | 継続・維持 | こども課 |

3. 学齢期からのこどもの育成施策の推進

① 学童保育・放課後子ども教室の充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|------|
| 1) | 学童保育については、支援員の人材確保に努め、保育内容の質と指導員の能力向上のため、学習会・研修会への積極的な参加を図ります。 | 継続・維持 | こども課 |
| 2) | 学童保育の実施とともに放課後子ども教室との連携（放課後対策パッケージ）を継続的にを行い、さらに外国人支援員による英語教育や長期休暇中の体験活動の充実を図ります。 | 継続・維持 | こども課 |

② 教育内容の充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|-------|
| 1) | 児童生徒の個に応じた指導ができるよう、教職員の資質や能力向上を図る研修を充実します。また、チームティーチングの効果的な活用や、児童生徒の特性に応じた支援に努めます。 | 継続・維持 | 学校教育課 |
| 2) | 子どもたちの豊かな心の育成に取り組むために、学校や保護者だけでなく、あいさつの励行やボランティア活動を地域や各種団体と連携・協力し、道徳的実践力の育成に努めます。 | 拡充・強化 | 学校教育課 |
| 3) | 基礎学力の向上や、体力の向上に努めるとともに、外部人材を活用した、いのちの大切さを学ぶ体験的な学習機会を設定し、心の教育の推進を図ります。 | 継続・維持 | 学校教育課 |
| 4) | 情報教育の推進に向けて、外部の機関や人材との連携を図り、児童生徒及び保護者の情報モラルの向上を図ります。また、情報活用能力を育成するために、授業でのICT機器の積極的な活用を進めます。 | 拡充・強化 | 学校教育課 |
| 5) | 社会性の基礎を養うために、家庭や地域社会の中で遊び、友達と語り合い、他人と協力し合うなど、人間関係の大切さを学ぶ機会を提供します。 | 拡充・強化 | 学校教育課 |
| 6) | 各学校に常駐のALTを複数名配置するとともに、外国人講師とのマンツーマンオンライン英会話を継続し、英語教育の充実を図ります。加えて、各種イベントを活用して英語学習のアウトプットの機会を創出し、グローバル人材の育成に努めます。 | 拡充・強化 | 学校教育課 |

③ 相談事業の充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|-------|
| 1) | 国や県、関係機関等との連携を図り、教育相談等での相談員の資質向上に努めるとともに、相談事業を推進し、児童生徒の心のケアに努めます。 また、町教育センターにおいて、来所相談・電話相談・アウトリーチ型※ ¹ の相談など、相談事業の充実に努めます。 | 継続・維持 | 学校教育課 |

※¹アウトリーチ型とは、支援を必要とする子どもや家庭、学校に対し、教育センターの専門職員が積極的に現場に出向き、直接支援やサポートを行う取り組みを指します。従来の相談窓口に来所してもらう形に加え、地域や学校現場に出向くことで、より身近で効果的な支援を提供することが目的です。

④ 家庭での教育力向上の推進

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|-------|
| 1) | 町内各小中学校、保育施設において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学習する機会を設けます。また励行合同講演会を開催し家庭での教育力向上を推進します。 | 継続・維持 | 生涯学習課 |

⑤ 連携体制の推進

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|----------------|
| 1) | 保小中の連携を図り、切れ目のない相談体制の充実に努めます。 | 拡充・強化 | 学校教育課 こども課 |
| 2) | コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用し、地域とともに歩む学校づくりに努めます。 | 拡充・強化 | 学校教育課 |
| 3) | 学校・家庭・地域の連携を強化し、地域社会で幼児・児童生徒の育成を図るための地域協働活動を推進します。 | 拡充・強化 | 学校教育課 生涯学習課 |

4. 子育て家庭への経済的支援

① 医療費助成制度の充実

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|---|-------|-----|
| 1) | 妊産婦医療福祉費助成制度や小児医療福祉費助成制度により、子育て世帯に対する経済的な負担軽減に努めます。 | 継続・維持 | 住民課 |

② 教育・保育に対する経済的支援の充実

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|--|-------|-------|
| 1) | 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等、就学に必要な費用を援助します。 | 継続・維持 | 学校教育課 |
| 2) | 高等学校や大学等への進学者に対し奨学金制度により費用を給付または貸与し、就学を支援します。 | 継続・維持 | 学校教育課 |
| 3) | 国が定める保育料基準額に対する町の一部負担や、多子世帯や低所得世帯等への保育料の軽減により保護者の負担の軽減を行います。 | 継続・維持 | こども課 |

③ その他の経済的支援の充実

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|---|-------|------|
| 1) | 児童手当や児童扶養手当の支給を行い、経済的支援によって生活の安定を図ります。 | 継続・維持 | 住民課 |
| 2) | 小学校入学時のランドセル購入に対する補助や、第3子以降の入学児童に対し「浜っ子すこやか報奨金」を支給し経済的負担の軽減を図ります。 | 継続・維持 | こども課 |
| 3) | 不妊治療の自己負担に対する助成を行い、治療を行う方の経済的負担の軽減を図ります。 | 継続・維持 | こども課 |

【基本目標2】配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実

発達に課題を抱える子どもが増加しており、早期発見や相談支援、適切な体制、地域の理解が求められております。また、ひとり親家庭や外国籍の子どもが直面する生活困難や学習支援の不足も大きな問題です。さらに児童虐待の深刻化やヤングケアラーも大きな問題となっております。

地域社会に向けて障害や疾病への理解を促し、施策の総合的な推進を図り、早期発見・早期対応に努めます。また、発達に課題を抱える子どもに対する支援の充実を図り、子どもの可能性を最大限に引き出す環境を整備し、社会参加と自立を目指します。ひとり親家庭や外国籍の家庭に対しては、相談支援体制を充実させ、必要な生活支援や学習支援に努めます。

児童虐待対応も急務となっており、児童虐待防止対策やヤングケアラー支援を充実させ、心のケア体制や人権教育を推進します。すべての子どもが安心して成長できる社会を目指し、多様なニーズに対応した支援体制を構築します。

また、いじめや不登校の問題に対して早期発見と適切な対応が求められています。学校や地域団体と連携し、子どもの権利擁護の推進を図り、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えます。

5. 障害児等への支援体制の整備

① 障害者理解の推進

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|--|-------|-----|
| 1) | 支援を必要としている方が、地域で生活しやすくなるよう様々な媒体や機会を利用して正しく障害を理解するための周知広報を行います。また、障害を理由とする差別の解消を推進するため、町全体、町職員が適切に対応できるよう普及啓発を行います。 | 継続・維持 | 福祉課 |

② 障害者施策の総合的推進

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|---|-------|-----|
| 1) | 障害等のある人の活動の場や行動範囲が広がり、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト面でのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくり、地域共生社会の実現に向け地域包括ケアシステムの推進を図ります。 | 継続・維持 | 福祉課 |

③ 早期発見・早期対応の推進

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|-------------|
| 1) | 乳幼児健康診査や保育園等訪問などで子どもの発達や障害等の状況を早期に把握できる体制を整えるとともに、子どもの発達等が気になる保護者が気軽に相談できる相談体制を整えます。 配慮の必要な子どもと保護者に対して、子どもと保護者に寄り添いながら、保健や福祉、医療、療育等の専門機関と連携し、早期に子どもの発達段階の状況や家庭環境に適した支援ができる体制の整備を進めます。 | 継続・維持 | こども課 福祉課 |
| 2) | 発達障害を持つ子どもへの対応として、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが必要であることを踏まえ、保健、保育、教育部門と連携しながら、適切な時期の適切な支援を継続します。 | 継続・維持 | 福祉課 |

④ 障害児等支援の促進

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|------|
| 1) | 保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を強化し、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症等の児童生徒及びその保護者や家族への支援の充実に努めます。 | 継続・維持 | こども課 |
| 2) | 支援を必要とする子どもを持つ保護者向けの障害福祉のしおりを作成し、発達段階に応じた生活への助言、適切な福祉サービスの選択ができるよう相談支援体制整備、人材の確保を図ります。また、各種体験、出前講座について、保健、保育、教育部門との連携を図りながら実施します。 | 継続・維持 | 福祉課 |

⑤ 社会参加と自立の促進

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|-----|
| 1) | 第2期と同様に、身体、知的、精神障害のある方、ひきこもり、発達障害、難病の方に対し、障害福祉サービスの支給決定、医療費助成、補装具費支給、各種手当の支給により、生活のしづらさが軽減され自立が促せるよう個々の状況に応じた相談支援に努めます。さらに、「親亡き後」に備えた生き方を含め、成年後見制度利用についての相談支援体制の充実に努めます。また、各種事業や福祉サービスの特色について、利用者に分かりやすい情報発信の工夫、近隣自治体事業所との連携を推進します。 | 継続・維持 | 福祉課 |

6. その他配慮の必要な子ども・家庭への支援の充実

① ひとり親家庭への支援

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|------|
| 1) | ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援するため、関係機関と連携し、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報の提供に努めます。 | 継続・維持 | こども課 |

② 外国籍の子ども・家庭への支援

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-----|-------|
| 1) | 日本語指導や学校生活の相談など、外国にルーツをもつ児童・生徒に対する必要な支援を行います。 | 新規 | 学校教育課 |
| 2) | 新たに転入してきた家庭や外国にルーツのある子育て家庭、ひとり親家庭など、子育て支援の情報が届きにくい家庭へ必要な情報が確実に届くよう周知や把握の方法を工夫し、支援につながる仕組みの充実を図ります。 | 新規 | 学校教育課 |

③ いじめ・不登校対策

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-----|-------|
| 1) | 不登校の予防から初期対応、個別支援、事後対応まで一貫した支援を行う体制の整備、不登校児童・生徒の自立に向けた支援の強化など、不登校等への取り組みの更なる充実を図ります。 | 新規 | 学校教育課 |
| 2) | 学校内外の教育相談体制の強化や質の向上に取り組み、相談機能の更なる充実を図ります。 | 新規 | 学校教育課 |
| 3) | 「いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の教育環境におけるいじめの未然防止や早期発見、発生後の適切な対応を図ります。 | 新規 | 学校教育課 |

7. 子どもの権利擁護の推進

① 児童虐待防止対策

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|--|-------|---------------|
| 1) | 要保護児童対策地域協議会の活用を図り、児童虐待の予防および早期発見、早期対応に努めます。 | 継続・維持 | こども課 |
| 2) | 児童虐待防止に関係する部局間、スタッフ同士で情報共有を図り、児童虐待防止のためのケースワークや対処法等の研修に努めます。特定妊婦や虐待が疑われる児童を把握した場合は、関係部署と連携をとり支援します。 | 継続・維持 | こども課 学校教育課 |
| 3) | 児童虐待を早期発見するため、関係機関や住民に虐待通告窓口や相談機関について会議や広報等を通じて周知徹底を図ります。 | 継続・維持 | こども課 |
| 4) | 被害を受けた子どもの精神的ダメージの解消や立ち直りを支援するため、関係機関の連携強化を進めるとともに、フォローアップ機能の盛り込みを図り、児童相談所やスクールカウンセラー、保健師等の連携による、子どもに対するカウンセリングと保護者に対する助言等を行う体制づくりを進めます。 | 継続・維持 | こども課 学校教育課 |

② ヤングケアラーへの支援

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|---|-----|---------------|
| 1) | 家族のケアを担う子ども・若者が、孤立することなく必要な支援とつながることができるよう、本人はもとより、身近な存在である大人が現状と課題を学び、気づきを促せるよう周知・啓発に努めます。 | 新規 | こども課 学校教育課 |

③ 人権擁護と人権教育の推進

| | 施策内容 | 方向性 | 担当課 |
|----|--|-----|---------------|
| 1) | 子どもの人権擁護機関と学校、こども家庭センター及び児童相談所等の関係機関が日頃より緊密に連携することにより、子どもの人権の侵害を未然に防ぐとともに、必要な時には迅速に対応します。 | 新規 | こども課 学校教育課 |
| 2) | 気軽に相談できる窓口として子どもの人権擁護機関の活動を子どもや保護者、子どもに関わる大人を中心に周知するとともに、いじめや虐待など子どもの人権侵害を未然に防ぐための啓発を進めます。 | 新規 | こども課 学校教育課 |
| 3) | 児童・生徒が、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感し、情操と感性を高め、多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢をはぐくむため、人権教育を推進します。 | 新規 | 学校教育課 |
| 4) | 子どもの発達段階に合わせ、多文化理解や共生社会、SDGsなどの様々な社会的課題を学び、主体性のある個人としてはぐくむ教育を推進します。 | 新規 | 学校教育課 |

【基本目標3】子育てを地域で見守り・支える仕組みづくり

子どもたちが地域のつながりを感じながら安心して成長できるよう、家庭、地域、保育所、学校が連携し、それぞれの力を発揮して子育て支援ネットワークを充実させることが重要です。また、地域人材の活用や学習機会の提供を通じて、子どもの成長を支える地域全体の力を高めます。

さらに、子どもが自由に過ごせる居場所や遊び場を整備し、体験活動を充実させることで、豊かな心を育む環境を整えます。

すべての家庭が安心して子育てできる地域づくりを進め、子どもが輝く未来を描けるまちを目指します。

8. 地域で支える子育て支援

① 子育て支援ネットワークの充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|-------|
| 1) | 地域ネットワークの拡大とともに、関係機関・団体と情報交換・共有をとおして、次代を担う青少年の健全な育成を推進します。 | 継続・維持 | 生涯学習課 |
| 2) | 1人1スポーツを目標に住民1人ひとりが健康づくりに向けた運動習慣を持つように啓発するとともに、地域交流を兼ねた総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設開放事業を活用しながら市民のスポーツ実施の向上に努めます。また、スポーツ推進員と連携を強化したスポーツに係るネットワークの充実を図るとともに人材の確保に努めます。 | 継続・維持 | 生涯学習課 |

② 地域人材などの活用促進

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|-------|
| 1) | 子育て支援に関わるボランティアなど、地域人材の確保・育成に努めるとともに、情報や学習機会の提供により活動を支援します。 | 継続・維持 | 生涯学習課 |

③ 子どもの居場所の整備

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|--|-------|---------------|
| 1) | 小学校において、放課後子ども教室を実施し、地域の教育力を生かした学習や体験・交流活動などを行い、児童の放課後の安心・安全な居場所の確保に努めます。また、サタモン（サタデー文殊塾）を実施し、子どもたちの休日の体験活動を推進します。 | 継続・維持 | 生涯学習課 |
| 2) | 子どもたちが、年齢に応じた安全で楽しく過ごせる遊び場や居場所を提供するため、適正な公園遊具の配置を検討し、計画的に公園施設の更新を進めます。 | 継続・維持 | 都市建設課 こども課 |

④ 体験活動の充実

| 施策内容 | | 方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|-------|
| 1) | 生活体験・自然体験をとおして、子どもたちの世代間・地域間交流や社会性の育成を図ります。 | 継続・維持 | 生涯学習課 |

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任せており、大洗町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育の提供区域を1区域として設定します。

第2節 教育・保育の量の数値目標と確保方策

教育・保育の量の見込みは、過去5年間の実績値（利用率、伸び率）に児童人口推計等を勘案し、算出しております。

（1）幼児教育・保育

出産後の早期職場復帰や、共働き家庭、ひとり親家庭の保護者が安心して子どもを預けられるよう、0歳児、1歳児、2歳児の定員の確保を図ります。

■ 令和5年度と令和6年度の計画値と実績値

（単位：人）

| 年度 | | 3歳以上 | | 0～2歳 | |
|-------|----------|-------|-------|-------|------|
| | | 1号認定※ | 2号認定※ | 3号認定※ | |
| | | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 令和5年度 | 計画値 | 34 | 180 | 20 | 97 |
| | 実績値 | 31 | 175 | 20 | 92 |
| 令和6年度 | 計画値 | 34 | 177 | 20 | 97 |
| | 実績値(見込み) | 28 | 171 | 25 | 83 |

※1号認定は、3～5歳の教育認定の児童

2号認定は、3～5歳で保育を必要とする児童

3号認定は、0～2歳で保育を必要とする児童

■令和7年度から令和11年度の計画値

(単位：人)

| 年度 | | 3歳以上 | | 0～2歳 | |
|--------|-------------------|------|------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 令和7年度 | 計画値(A) | 29 | 164 | 23 | 86 |
| | 確保量(B) (利用定員数) | 45 | 208 | 28 | 109 |
| | 過不足分 (B)-(A) | 16 | 44 | 5 | 23 |
| 令和8年度 | 計画値(A) | 27 | 158 | 23 | 93 |
| | 確保量(B) (利用定員数) | 45 | 208 | 28 | 109 |
| | 過不足分 (B)-(A) | 18 | 50 | 5 | 16 |
| 令和9年度 | 計画値(A) | 26 | 156 | 23 | 88 |
| | 確保量(B) (利用定員数) | 45 | 208 | 28 | 109 |
| | 過不足分 (B)-(A) | 19 | 52 | 5 | 21 |
| 令和10年度 | 計画値(A) | 26 | 158 | 23 | 87 |
| | 確保量(B) (利用定員数) | 45 | 208 | 28 | 109 |
| | 過不足分 (B)-(A) | 19 | 50 | 5 | 22 |
| 令和11年度 | 計画値(A) | 27 | 165 | 23 | 87 |
| | 確保量(B) (利用定員数) | 45 | 208 | 28 | 109 |
| | 過不足分 (B)-(A) | 18 | 43 | 5 | 22 |

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や子育てについての相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では令和2年6月に「大洗町子育て世代包括支援センター」、令和4年4月に「大洗町子ども家庭総合支援拠点」と、子育て支援のための窓口を順次整備してきたところですが、令和6年4月には、これらの業務を引き継ぎながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する窓口として、こども課内に「こども家庭センター」を開設しました。

今後も引き続きこども家庭センターにおいて事業を実施し、子育て世帯に対する情報提供や教育・保育施設、子育てサービスなどの利用支援を図るとともに、支援体制の更なる充実に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では民間の認定こども園1施設において事業を実施しています。今後も引き続き、民間の認定こども園において事業を実施していきます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業」として、乳児家庭に助産師や保健師が訪問し、子育てに関する相談等を実施する事業です。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 61 | 50 | 53 | 52 | 52 | 52 | 52 |

■提供体制・確保方策の考え方

・町内の乳児のいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や相談、助言やその他必要な支援を行っています。

引き続き町の助産師や保健師の体制を維持することで、必要な事業量は確保できる見通しです。

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 3 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

■提供体制・確保方策の考え方

・養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対して、保健師などが対象者の自宅を訪問し、養育に関する相談や指導、助言など必要な支援を行っています。

実績から事業量を見込んでおり、引き続き事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果や関係機関との連携などにより支援が必要な対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保を図ります。

(5) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等で一時的に児童の養育が困難となった時や育児不安などの保護者の身体的、精神的不安解消のため必要な時に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| | 7 | 23 | 27 | 32 | 37 | 42 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・町では令和6年4月より、保護者の身体的・精神的不安の解消につなげることを目的として、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業を開始しました。今後、利用実績に基づいた必要量を見込んでいます。
引き続き3施設と委託契約し、関係機関と連携しながら施設の確保と十分な提供体制の確保に努めます。

(6) 一時預かり事業

保護者の病気、事故、冠婚葬祭などにより、一時的に家庭で保育できない児童を保育する事業です。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| 1 | 5 | 8 | 11 | 14 | 17 | 20 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・町内の各保育施設において、一時預かり事業を実施しています。利用は低い水準で推移しています。過去5年間の実績から事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施していきます。

(7) 延長保育事業

通常の保育時間以外に、保育所等において保育を実施する事業です。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 140 | 120 | 134 | 134 | 129 | 127 | 130 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・町内すべての保育施設において、最長で午後7時まで延長保育を実施しています。事業の性質上、定員の設定などはありませんが、利用者数は一定の水準で推移している状況であるため、従来と同等の利用があった場合にも必要な事業量を確保できるよう努めます。

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 118 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・町内の認定こども園1施設において、病児・病後児保育を実施しています。事業の提供体制が確保されており、引き続き事業内容について周知を行い、効果的な活用につなげていきます。

(9) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労等により、保護者が不在の児童を下校時から夕方まで預かり、「遊び」を中心にした保育を行う事業です。

本町では、公立2か所、民間2か所での学童保育を行っています。夏休み期間には、公立学童でも対象児童を6年生まで拡大して受け入れを行うため、その分も確保量に見込んでいます。

■実績値と計画値

(単位：人)

| | 実績 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 合計(A) | 183 | 195 | 148 | 133 | 131 | 126 | 116 |
| 1年生 | 40 | 58 | 34 | 31 | 36 | 31 | 26 |
| 2年生 | 64 | 44 | 44 | 39 | 36 | 41 | 35 |
| 3年生 | 44 | 48 | 32 | 34 | 30 | 27 | 31 |
| 4年生 | 33 | 34 | 33 | 24 | 25 | 22 | 20 |
| 5年生 | 2 | 9 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 6年生 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 確保量(B) (利用定員数) | 260 | 265 | 265 | 265 | 265 | 265 | 265 |
| 過不足分 (B)-(A) | 77 | 70 | 117 | 132 | 134 | 139 | 149 |
| クラブ数 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |

※各年4月時点

※5年生、6年生については、民間学童のみ

■提供体制・確保方策の考え方

- 本町では大洗小学校敷地内に「おおあらい学童クラブ」、南小学校敷地内に「みなみ学童クラブ」の2つの公立学童保育施設と、民間の認定こども園2園による「ひじりくらぶ」、「恵泉学童」の計4か所の学童保育施設を設置し、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に放課後の遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。また、小学校の長期休業期間についても、一日保育を実施しています。

児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、第3期計画期間中においても引き続き現在の必要量を確保していきます。

(10) 妊婦健診事業

妊産婦の健康管理を行うために、妊婦健診にかかる費用を助成するための事業です。

■実績値と計画値

(単位：回数)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| 707 | 680 | 730 | 697 | 667 | 637 | 609 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・妊婦に受診券を配布し、医療機関における妊婦健診の機会を提供しています。事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、茨城県医師会などと連携し、希望する医療機関や助産所等における受診機会の提供に努めます。

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等（地域ネットワーク構成員）の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・研修会の開催等を通じ、地域ネットワーク構成員の資質向上や情報の共有化を図ることにより、地域全体の機能強化のための事業を実施していきます。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では現在、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。今後については国が示す対象範囲等を踏まえながら実施を検討していきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■ 提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では現在、実費徴収に係る補足給付は実施していません。
第3期計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討していきます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援や健康・発達面の特別な支援が必要な子どもへの職員加配の促進、未就学児童を対象とした多様な集団活動事業の利用者支援を行う事業です。

■ 提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では現在、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は実施していません。
第3期計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討していきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

■ 提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では現在、子育て世帯訪問支援事業は実施していません。
第3期計画において事業量は見込んでいませんが、子育て世帯を取り巻く環境の変化から、この種のサービスには潜在的な需要があることが考えられますので、事業の委託先のあり方を含め、必要に応じて検討していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- 本町では現在、児童育成支援拠点事業は実施していません。
第3期計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対して関係機関と連携を図りながら対応していきます。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- 本町では現在、親子関係形成支援事業は実施していません。
第3期計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、事業の実施方法について検討を進めるとともに、子育てに悩んでいる保護者に対して各種プログラム等への参加を促していきます。

(18)【新規】妊婦等包括相談支援事業

出産・子育て応援給付金事業から法律の位置付け変更になった事業であり、妊娠期から出産後にかけて、妊婦やその家族が安心して過ごせるよう、必要な支援や情報を包括的に提供する事業です。妊婦専用の相談窓口の設置や個別相談と支援プランの作成、産前・産後ケアサービスの提供等を地域ネットワークと連携して推進します。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| 69 | 50 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・妊婦等包括相談支援事業の提供体制として、妊婦専用の相談窓口の設置や個別相談と支援プランの提供を通じて、安心できる支援環境を構築します。また、産前・産後ケアサービスを充実させ、地域の医療機関や支援機関と連携することで、切れ目のない支援を提供できる体制を目指します。

(19)【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度より実施予定の事業であり、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付です。

■計画値

(単位：人)

| | 計画値 | | | | |
|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0歳 | / | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 1歳 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2歳 | | 2 | 1 | 1 | 1 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・本町では令和8年4月からの実施を目指して調整を行っていきます。実施に際しては、ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施していきます。

(20) 産後ケア事業

令和7年度から法の位置付けが変更になる事業です。出産後の産婦や新生児を対象に、施設において日帰りまたは宿泊で育児指導、相談支援を提供し、母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

■実績値と計画値

(単位：人)

| 実績値 | 見込み | 計画値 | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| 1 | 3 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

■提供体制・確保方策の考え方

- ・現在、事業受託施設において、量の見込みを確保できる状況となっておりますが、より利用しやすい体制の確保に努めるとともに、施設に対して必要な支援を行い、量の見込みの確保を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

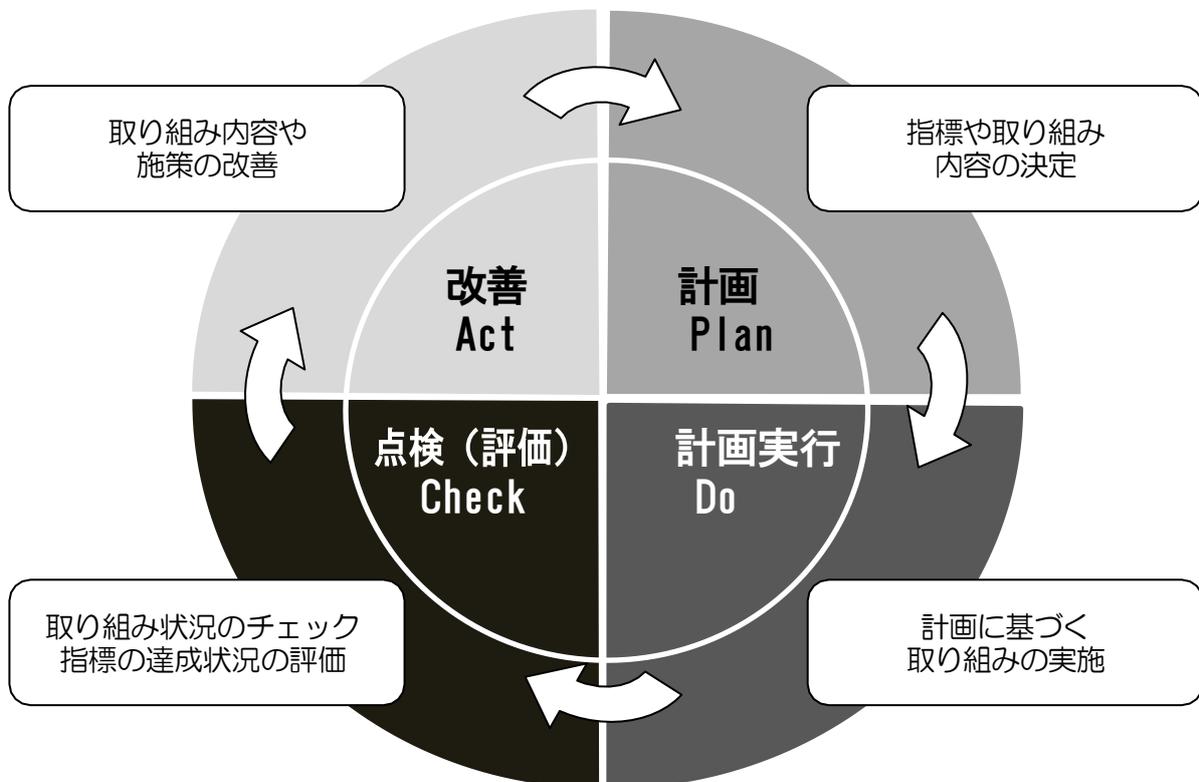
第1節 計画の推進体制

本計画は、市町村行動計画であると同時に、子ども・子育て支援事業計画としての役割を持ち、すべての子どもと子育て家庭に対し総合的な支援を推進するものです。児童福祉をはじめとし、教育委員会、その他町の関係部署や関係機関が関わり連携を深めることで町全体での支援体制を整えます。また、計画の進行管理は庁内各課が施策の進捗を把握し、「子ども・子育て会議」での点検と評価を行います。見込み量の確保方策を検討し、利用者ニーズに応じた対応を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画の推進については、実効性を高めるため、大洗町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設ける等、総合的かつ計画的に取り組みます。

庁内の各担当課は施策の進捗を把握し、PDCAサイクルを活用して計画的かつ総合的な推進を図ります。また、事業の評価や進捗状況は広報やホームページで住民に公表し、必要に応じて量の見込みや確保方策の見直しを行うことで、計画を柔軟に運営していきます。



資料編

策定経過

| 年月日 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 令和6年5月10日～ 令和6年5月24日 | <u>子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査対象者</u> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前のお子様のいる世帯 400件 ・小学生のお子様のいる世帯 500件 ・回答数：325件（36.1%） |
| 令和6年5月～ 令和6年9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果報告書作成 ・子ども・子育て支援事業計画（骨子案）作成着手 |
| 令和6年10月 | <u>10月29日 第1回子ども・子育て会議</u> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出 ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果の報告 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（総論）の審議 |
| 令和7年1月 | <u>1月16日 第2回子ども・子育て会議</u> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）の審議 |
| 令和7年2月 | <u>パブリックコメントの実施（2月1日～3月2日まで）</u> |

大洗町子ども・子育て会議条例

(平成26年3月24日条例第2号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、大洗町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議事を進行する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大洗町子ども・子育て会議委員名簿

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------|----------------|
| 会長 | 長谷川 馨 | 大洗町教育長 |
| 副会長 | 関 清一 | 大洗町副町長 |
| 委員 | 櫻井 重明 | 町議会総務常任委員長 |
| 委員 | 飯島 尚之 | 民生委員児童委員主任児童委員 |
| 委員 | 櫻井 清 | ひじり保育園長 |
| 委員 | 藤峰 泉 | 恵泉保育園長 |
| 委員 | 五上 裕啓 | 第一保育所長 |
| 委員 | 田山 弘子 | 祝町幼稚園長 |
| 委員 | 黒羽 敦 | 町学校長会会長（南中校長） |
| 委員 | 清宮 勝正 | 町PTA連絡協議会会長 |
| 委員 | 大山 吐志 | 放課後子ども教室代表 |
| 委員 | 小林 健 | 町社会福祉協議会事務局長 |
| 委員 | 菊池 悠介 | 学童保育指導員代表 |
| 委員 | 深作 和利 | 教育次長兼学校教育課長 |
| 委員 | 本城 正幸 | 健康増進課長 |
| 事務局 | 佐藤 邦夫 | こども課長 |
| | 大貫 みゆき | こども課保育係長 |
| | 渡辺 みどり | こども課子育て支援係長 |
| | 江沼 政子 | こども課保育係主任 |
| | 和田 尚美 | こども課子育て支援係主任 |

第3期大洗町子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

発行：大洗町

編集：こども課

〒311-1305 茨城県東茨城郡大洗町港中央26-1

TEL：029-212-7560 FAX：029-266-1012

発行年月：令和7年3月
